

一般社団法人 薬学教育評価機構

自己点検・評価報告書

(2013 年度～2019 年度)

2020 年 12 月 7 日

薬学教育評価機構 自己点検・評価委員会



Japan Accreditation Board for Pharmaceutical Education (JABPE)

目 次

I	はじめに	1
II	薬学教育評価機構の概要	
II-1.	設立の経緯	2
II-2.	目的	2
II-3.	薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準	2
II-4.	第1期 評価事業の概要	
1.	自己点検 21 ならびにトライアル評価	3
2.	第1期の評価基準による評価（2013～2019年度）の実施	3
III	自己点検・評価	
III-1.	評価事業	
1.	6年制薬学教育プログラム評価の目的	4
2.	6年制薬学教育プログラムの評価基準	7
3.	6年制薬学教育プログラム評価の体制	11
4.	6年制薬学教育プログラム評価のプロセス	16
5.	評価事業の改善	27
III-2.	その他の諸活動	
1.	管理運営	35
2.	事務局体制	39
3.	財務	42
4.	情報公開	47
5.	国際化	49
6.	広報	52
IV	資料	
IV-1.	根拠資料	59
IV-2.	薬学教育プログラムの評価事業に関連する記録資料	64

I はじめに

本報告書は、一般社団法人薬学教育評価機構（以下、機構と称する）の自己点検・評価委員会が中心となり、機構が実施する6年制薬学教育プログラム（以下、薬学教育プログラムと称する）の第三者評価事業にかかわる委員会、ならびに運営にかかわる委員会等が、機構の諸活動を、設立以来、初めて自己点検・評価を実施し、その評価結果をとりまとめたものである。

機構では、2013年度から第1期の基準に基づいた第三者評価を開始した。社員75大学の評価が終了する2020年度に、機構の自己点検・評価を行う予定であったが、2016（平成28）年3月18日、中央教育審議会大学分科会から「認証評価制度の充実に向けて」と題する審議のまとめが公表され、その中で、『認証評価機関の評価の質の向上』の項に、認証評価機関においても大学と同様に、機関として自らの評価活動におけるPDCAサイクルを確立・機能させることが求められた。これを受けて、2017（平成29）年度の第4回理事会において、機構が行う第1期の評価事業ならびに運営面に関して、自己点検・評価を行う組織として自己点検・評価委員会を理事会の下に設置することが承認された。また、機構の第三者評価を受審した大学に対してアンケート調査を行い、その結果を自己点検・評価に反映することにした。

自己点検・評価委員会は、2018（平成30）年度に自己点検・評価する項目と基準を定めた。また、アンケート調査についても、第三者評価を受審した大学に対するアンケート項目と、機構の諸委員会委員等に対するアンケート項目についても協議し、2019年2月～3月にアンケート調査を実施した。その結果を2019年6月の社員総会で報告するとともに、各委員会レベルでの自己点検・評価の実施結果を得て、点検・評価作業を運営委員会で行い、2020年度第4回理事会に、自己点検・評価報告書を提出・報告した。

今回の自己点検・評価が、今後の機構の評価事業の方向性と評価事業の改善につながり、日本の薬学6年制教育にとって、機構の存在意義と評価事業の重要性が、会員だけでなく、広く社会に理解される一助となることを期待している。

Ⅱ 薬学教育評価機構の概要

Ⅱ-1. 設立の経緯

2006（平成 18）年 4 月 1 日から薬剤師養成にかかわる薬学科の修業年限が 4 年から 6 年に延長された（学校教育法の改正、ならびに改正薬剤師法）。この教育年限の延長に対する社会からの要請のひとつとして、中央教育審議会・大学分科会の答申（2004（平成 16）年 2 月 18 日）において、6 年制の薬剤師養成のための質の高い教育が行われることを社会に対して保証するために、第三者評価機関を設置し、大学自ら適正な評価を受ける体制を整備することが求められた。これに基づき、2008（平成 20）年 12 月 1 日に本法人が設立され、全薬系大学・薬学部 74 機関、ならびに日本薬学会、日本薬剤師会および日本病院薬剤師会の 3 団体の入会が理事会において承認された。

Ⅱ-2. 設立の目的

機構の設立にあたり、機構の目的を以下のように定款に定めた。

「この法人は、我が国における薬学教育機関の教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実・向上を図ることを通して、国民の保健医療、保健衛生、ならびに福祉に貢献することを目的とする。」

定款および、評価事業に関わる主な規則は、機構のホームページに掲載し、公表している。

Ⅱ-3. 薬学教育（6 年制）第三者評価 評価基準

6 年制薬学教育プログラムに対する第三者評価の評価基準は、基準・要綱検討委員会で検討され、「自己評価 21」（Ⅱ-4. 1. で後述）の実施後、評価基準、観点に対する大学からの意見を踏まえて改定された。その評価基準案が 2010 年 1 月第 3 回総合評価評議会で審議され、2010 年度に実施するトライアル評価で用いられた（Ⅱ-4. 1. に後述）。トライアル評価を受けた大学の意見を聴取した後、その意見を反映した基準として、最終的に第 1 期の「薬学教育（6 年制）第三者評価 評価基準」（以下、評価基準と略す）が総合評価評議会で承認された。

なお、平成 25 年度に改定された「薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度改定版）」に従って、評価に用いる基礎資料の様式の一部を修正した。これにより、2016（平成 28）年度以降の第 1 期の評価では、平成 25 年度改訂モデル・コアカリキュラムの実施状況についても評価することにした。

Ⅱ-4. 第1期 評価事業の概要

1. 自己点検 21 ならびにトライアル評価

自己評価 21 は、実務実習に参加する学生が、薬学共用試験に合格していることと合わせて、4年次までに学んだ薬学教育プログラムの内容の質を、各大学が担保していることを示すことを目的とし、本機構が定めた評価基準にしたがって、2009年（平成21）年度に実務実習を実施するすべての大学が、自己点検・評価を行ったものである。

評価項目および評価基準は、本評価と同じ13項目、すなわち、「理念と目標」、「カリキュラム編成」「医療人教育の基本的内容」、「薬学専門教育の内容」、「実務実習」、「問題解決能力の醸成のための教育」、「学生の受入」、「成績評価・進級・学士課程修了認定」「学生の支援」、「教員組織・職員組織」、「施設・設備」、「外部対応」、「外部対応」、「点検」のうち、4年次までに各大学が実施した内容に該当するものとした。また、その結果は、各大学が大学（または薬学部）のホームページで公表した。

2. 第1期の評価基準による評価（2013～2019年度）の実施

第1期の評価事業では、2008年度までに設立・設置された74大学・薬学部の6年制薬学科の教育プログラムの評価を実施した。

第1期の評価を受審した社員74大学の薬科大学・薬学部の国立・公立・私立の別は、国立大学14校、公立大学3校私立大学57校である。なお、2018年度に新設校（公立大学）1校が会員になったが、第1期の評価期間に6年制の完成年度とならないため受審せず、第2期以後の評価になる予定である。

Ⅲ 自己点検・評価

Ⅲ－１． 評価事業

Ⅲ－１－１． ６年制薬学教育プログラム評価の目的

基準 評価 １－① 機構による 6 年制薬学教育プログラム認定評価事業の目的（以下、目的という）は、定款に定める機構の目的に基づいて定められていること。

基準 評価 １－② 目的は、社員および社会に公表されていること。

基準 評価 １－③ 目的が、評価申請大学（受審大学）に周知されていること。

基準 評価 １－④ 目的が、評価者研修セミナー等において、評価者に周知されていること。

基準 評価 １－⑤ この目的に基づいて評価事業の実施に必要な諸規定が適切に定められていること。

基準 評価 １－⑥ 評価事業に必要な諸規則が必要に応じて検証され、改正されていること。

[現状]

基準 評価 １－①

薬学教育プログラムに対する第三者評価事業の基本となる規則として、薬学教育プログラムに対する評価事業の基本となる薬学教育評価機構評価事業基本規則（以下、基本規則）を定め、基本規則第 1 条に、「一般社団法人薬学教育評価機構（以下、機構）は、我が国における薬学教育機関の教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実・向上を図ることを通して、国民の保健医療、保健衛生、ならびに福祉に貢献することを目的とする。」と、定款の目的に基づいた薬学教育評価事業の目的を定めている。この目的を達するため、薬学教育評価実施要綱（以下、実施要綱）を定め、その「2. 評価の目的および基本方針」に、6 年制薬学教育プログラム評価の目的と評価の基本方針を以下のように定めている。

1) 機構が定める「薬学教育評価 評価基準」（以下、「評価基準」とします。）への適合認定を行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保証します。（基本方針）

① 「評価基準」に基づいた各大学の「自己点検・評価書」に対する評価を実施します。

② 教育研究活動等に対するピア*・レビューを中心とする評価を実施します。

* ここでいう“ピア”とは、大学の教育研究活動等に関し見識を有する者を指し、大学の教員に限るものではありません。

2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善

を促進します。

(基本方針)

- ① 各大学の薬学教育プログラムの改善点を明確にします。
- ② 各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価します。

3) 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援します。

(基本方針)

- ① 大学以外の有識者を委員に配して評価を実施し、結果を広く社会に公表します。
- ② 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学からの意見申立ての機会を設けます。
- ③ 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図ります。

実施要綱に定めた上記の目的と基本方針は、機構の設立の目的、ならびに定款の目的に基づいたものである。

基準 評価 1－②、1－③

上記の評価の目的は、評価対象年度（受審大学が自己点検・評価を実施する年度）のおよそ2ヶ月前に、受審大学に対する大学説明会を開催し、実施要綱、ならびに基本規則を収載した「薬学教育評価ハンドブック」を配布して評価委員長が第三者評価の目的と意義について説明している。また、「薬学教育評価ハンドブック」を、社員である全大学、ならびに関連団体に配付して周知を図っている。

定款、基本規則、実施要綱、評価基準、ならびに「薬学教育評価ハンドブック」は、機構のホームページに掲載・公表し、ダウンロードできるようにしている。

基準 評価 1－④

評価実施員は、1泊2日の評価者研修会を受講している者から選出される。評価者研修会においては、評価委員長が第三者評価の目的と意義について説明している。また、実際に評価実施員に選任された評価実施員に対しては、評価実施員説明会を評価作業年度の4月に開催し、評価の目的の周知を図っている。

基準 評価 1－⑤

評価事業にかかわる規則は、基本規則に則って整備されている。

基準 評価 1－⑥

評価事業にかかわる諸規定の見直しについては、2018年度に、第2期評価基準の

改定に合わせて実施要綱を改定し、2019 年度には事務局運営規則の整備を行ってきた。なお、2017 年度に、評価委員会から評価実施員選出規則の修正について提案があり、また、基準・要綱検討委員会から、実施要綱と評価実施規則の一部に内容の重複があるため、両規則を整理するように提案があった。薬学教育評価基本規則とあわせて、両規則の整理を検討している。

[点検・評価]

本機構は6年制薬学教育プログラム評価の目的を定款において定めている。各大学の「薬学教育プログラム」の質の保証や改善の推進、また広く社会に対して公表することを通じて国民の理解と支持を得ることを目的としている。「第三者評価の受審、貴学の薬学教育プログラムの改善に役立ちましたか」というアンケートの問いに対して80%の大学が役立ったという回答をしていることから評価1-①の目的は概ね達成していると考えられる。

一方で「機構の評価は、現行の諸規則、評価体制の中で透明性が担保できますか」という問いに対して肯定的な回答は59%に止まっていた。本評価事業の実施に必要な諸規定の設定や必要に応じての適切な改定（評価1-⑤、評価1-⑥）に関して未だに不十分であることを反映していると考えられる。

Ⅲ— 1 — 2. 6年制薬学教育プログラムの評価基準

- 基準 評価 2－① 評価基準は、医療、薬剤師を取巻く法律やガイドライン、大学教育にかかわる制度の変化などの社会的な背景を踏まえて策定されていること。
- 基準 評価 2－② 評価基準は、受審大学および評価者に理解できる表現になっていること。
- 基準 評価 2－③ 評価基準は、受審大学の薬学教育プログラムの改善を支援し、向上につながる内容になっていること。
- 基準 評価 2－④ 評価基準を公表し、社員ならびに評価者に周知していること。
- 基準 評価 2－⑤ 評価基準の策定・改訂時には、社員を含む関係者に意見を求めていること。
- 基準 評価 2－⑥ 評価基準は、受審大学の薬学教育プログラムにおける特色ある取り組みを積極的に評価できる内容になっていること。

[現状]

基準 評価 2－①

第1期の評価基準については2004（平成16）年から検討を開始し、2011（平成23）年10月に制定された。薬学教育第三者評価における最初の評価基準は、医療法や薬事法の改正、中央教育審議会の答申に基づく薬学教育課程の年限延長、薬学教育モデル・コアカリキュラムの導入、大学及び法科大学院の機関別認証評価制度など、当時の社会的な背景及び将来像を踏まえて策定した。

基準 評価 2－②

第1期に向けて策定した最初の評価基準案である平成19年度版は「基準」を中心とした記述で、「観点」は補足・解説の位置づけであった。この平成19年度版の評価基準に基づいて各大学で2009（平成21）年度に自己点検・評価を行ったところ、各基準の具体的な内容がわかりにくいとの指摘を受けた。そこで、各「基準」の具体的な内容を「観点」で説明し、「観点」をすべて満たすと「基準」に適合するように見直した上で、平成23年10月に第1期の評価基準を確定し公表した。

基準 評価 2－③

第1期の評価基準では「教育研究上の目的」、「薬学教育カリキュラム」、「学生」、「教員組織・職員組織」、「学習環境」、「外部対応」、「点検」の7つの大項目を設け、57の基準、176の観点を策定した。「薬学教育カリキュラム」の大項目では、6年制薬学教育で新たに重点がおかれる「医療人教育」、「実務実習」、「問題解決能力の醸成のための教育」の改善・向上に資するよう、19の基準、63の観点を設定した。「学生」の大項目では、「学生の受入」、「成績評価・進級・学士課程修了認定」、「学生の支援」の改善・向上に資するよう、17の基準、45の観点を設定した。

基準 評価 2-④

評価基準については薬学教育評価機構のホームページで公表すると共に、全国説明会、社員総会、全国薬科大学長・薬学部長会議などで周知を行った。

基準 評価 2-⑤

評価基準の策定・改訂時には、社員を含む関係者を対象としたアンケートを行って意見を求めた。

基準 評価 2-⑥

第1期の評価基準では、中項目「薬学専門教育の内容」の中に小項目「大学独自の薬学専門教育の内容」を設け、基準として「大学独自の薬学専門教育が、各大学の教育研究上の目的に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること」を設定し、受審大学の薬学教育プログラムにおける特色ある取り組みを積極的に評価することとした。

[点検・評価]

本機構は評価2-①～2-⑥の基準を満たす取り組みを行ってきた。評価2-①に関する機構のアンケートでは「評価基準は、様々な社会的な背景を踏まえている」という回答が86%で、社会的背景を反映して評価基準を策定していることが多くの大学にも理解されていた。評価2-②「評価基準は、受審大学および評価者に理解できる表現になっていること」に関しては、基準・観点の日本語表現が読み手によって解釈が異なるという問題がある。アンケートでも「評価基準は、大学及び評価者に理解できる表現であるとお考えですか」に対してYesは65%で、Noは24%であった。「評価基準・観点を解釈に大学と評価者に開きがある」は47%で、基準・観点の内容について正確に伝えることの難しさが明らかとなった。評価2-③に関するアンケート「評価基準は、教育プログラムの改善・支援に資するような評価が行える基準とお考えですか」に対してYesが73%、Noは12%で、多くの支持が得られた。評価2-⑤について、評価基準の策定・改定時に社員を含む関係者に意見を求めたが、アンケートの「大学及び関係者の意見は十分反映されているとお考えですか」という問いに対してYesは33%、Noは24%であった。評価基準案に対して寄せられた意見すべてを反映することはできないが、意見に対するフィードバックについて検討する必要がある。評価2-⑥に関するアンケート「評価基準は、特色・秀でた点を評価できる基準とお考えですか」に対してYesは27%、Noは47%とほぼ半数の大学が否定的であった。第1期の評価基準は薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラムの構築と実施の確認に重点が置かれており、特色・秀でた点の評価にも配慮する必要性が明らかとなった。

[問題点]

(i) 自己点検・評価による問題点

- ・ 評価基準の解釈が個人によって異なることがあり、受審大学および評価者が共通して理解できる表現には至っていない。
- ・ 評価基準の策定・改訂時には社員を含む関係者に意見を求めているが、「意見が十分反映されてはいない」という回答が 24%ある。
- ・ 評価基準が特色・秀でた点を評価できると考えている大学が 27%に止まっている。

(ii) 第 1 期の第三者評価に関するアンケートの自由記述に書かれた問題点

【社会的な背景を踏まえた策定】

- ・ 機関別認証評価との重複
- ・ 大学の教育理念や個性を尊重した教育研究の在り方を問う視点が乏しい
- ・ サイクルの途中で大きな変化があったときの対応

【改善を支援し、向上に資する基準】

- ・ 総合大学で薬学部独自で決められないことも多く、対応が困難
- ・ 高すぎる理想や細かすぎる項目を評価基準とすると、大学は評価への対応に終了する
- ・ 研究を基盤とした教育面の評価もより積極的に取り入れるべき
- ・ 理想を押しつけられても必ずしも個別の問題解決につながらない
- ・ 評価基準に合うように変更したが、改善かどうかは疑問である

【特色ある、あるいは秀でた点の積極的評価】

- ・ 欠点を指摘し、その改善要求が主たる目的になっている
- ・ 評価基準通りであることが唯一正しく、それ以外を否定し、それ以外の新しい芽が育ちにくいようになっている。統一した基準を定めるなら最小限にすべき。
- ・ 中項目の達成度による「S」評価で「他の大学の模範となる内容が含まれている」として他大学が見習うよう要求するのは、教育の質保証の趣旨に反する。
- ・ 受審大学に秀でた点を明示するよう促すことが必要
- ・ 「大学独自の観点」がなくなり、字数制限も設けられて、大学独自の取組を積極的にアピールすることが制限された
- ・ 大学の特色よりも画一化のイメージの方が強い
- ・ 基準とは別の観点で独自教育を評価する体制づくりが必要
- ・ 中堅以下の私立薬学部では、薬剤師育成に主眼を置かなければいけないことに対する配慮に欠けた評価体制である
- ・ 逆に誤解されている部分や理解されていない部分もある

【評価基準の策定・改訂時の意見の反映】

- ・ 第 2 期の評価に向けた基準改定では、受審していない大学が多く、意見を出せない。評価が一巡したのちに意見聴取し、次の改定を行うべき。
- ・ 大学の意見の調整はほぼ無理
- ・ 改定時にアンケートが取られたが、大学名がわかる形であり、自由な意見が述べられなかった。
- ・ 大学の意見は反映されているが、外部意見が反映されていないところに違和感がある。

【受審大学および評価者に理解できる表現】

- ・ 受審大学と評価者（評価実施員）の間で解釈が異なる基準・観点が散見された。基準・観点の内容の問題ではなく、双方への周知・説明が不十分であることが原因。
- ・ 評価者がいない大学には分かりづらい部分もある。
- ・ 具体性に乏しい表現がある。
- ・ 自己評価で必ず確認する事項を明示するなど解釈にずれがないように明確化する必要がある。

[改善計画]

（問題点）

- ・ 評価基準の解釈が個人によって異なることがあり、受審大学および評価者が共通して理解できる表現には至っていない。

（改善計画）

大学自己点検・評価担当者・評価者研修会および説明会の開催、Q&A の作成・公開・更新を行う。

（問題点）

- ・ 評価基準の策定・改定時には社員を含む関係者に意見を求めているが、「意見が十分反映されてはいない」という回答が 24%ある。

（改善計画）

意見をすべて反映することはできないが、意見に対する見解・判断等について可能な範囲でフィードバックを行う。

（問題点）

- ・ 評価基準が特色・秀でた点を評価できると考えている大学が 27%に止まっている。

（改善計画）

第 2 期の評価では各大学の特色・秀でた点を積極的に評価するよう機構として取り組む。

Ⅲ－１－３． 6年制薬学教育プログラム評価の体制

基準 評価 3－① 第三者性が担保されていること。

基準 評価 3－② 独立性が担保されていること。

基準 評価 3－③ 透明性が担保されていること

基準 評価 3－④ 公正性が担保されていること。

[現状]

基準 評価 3－①

機構による薬学教育プログラム評価の体制は、次のような構成による総合評価評議会、評価委員会、評価チームによって構成される。

(i) 総合評価評議会 (定員 16 名)

薬科大学・薬学部関係者 (5 名)、実務薬剤師 (4 名程度)、有識者 (7 名程度、医療関係者および大学評価関係者を含む)。

(ii) 評価委員会 (20 名程度)

薬科大学・薬学部専任教員あるいはその経験者 (12 名程度)、実務薬剤師 (4 名程度)、有識者 (4 名程度)。

(iii) 評価チーム (5 名)

薬科大学・薬学部専任教員あるいはその経験者 (4 名)、実務薬剤師 (1 名)。

上記のとおり、評価事業の最高意思決定機関である総合評価評議会を構成する評議員の定員 16 名のうち、薬科大学・薬学部に属さない実務薬剤師および有識者が過半数を占めている。また、受審大学の評価結果を審議し「評価報告書案」を作成する評価委員会を構成する評価委員は、20 名程度の定員のうち、実務薬剤師および有識者が合計 8 名程度含まれる。

このように、本機構の第三者評価を実施する組織と構成における第三者性の担保を図っている。

基準 評価 3－②

6年制薬学教育プログラム評価においては、総合評価評議会において審議・作成する「評価報告書」をもって評価結果とする。総合評価評議会は、この「評価報告書」を理事会に報告し、理事会はこれを社員および社会に公表する。このような体制においては、理事会は評価プロセスおよび評価結果の審議には一切関わらない。

総合評価評議員、評価委員会委員は、理事の選任において理事候補者から除外され、理事と兼務しないようにしている。また、総合評価評議員は評価委員会委員を兼務せず、評価委員会が組織する評価チームを構成する評価実施員は、理事および総合評価評議員から選出しない。

このように、本機構の第三者評価を実施する組織と構成における独立性の担保を図っている。

しかしながら、上記の組織と構成については実際の評価において遵守されているものの、本機構の役員規則や評価事業基本規則に、総合評価評議員および評価委員会委員が理事を兼務できないこと、総合評価評議員が評価委員会委員、評価実施員を兼務できないこと、さらに評価委員会は、理事および総合評価評議員を評価実施員として選出しないことが規定されていない。したがって、評価の独立性に係る規則上の不備を、早急に改善する必要がある。

基準 評価 3-③

本機構が実施する教育プログラム評価に関わる定款、評価事業基本規則、実施要綱、実施規則等の規則を定め、ホームページで公開し、また、「薬学教育評価ハンドブック」に、評価事業に関わる規則を掲載して、社員ならびに受審大学に配付している。

評価チームの編成では、評価実施員として薬科大学・薬学部専任教員あるいはその経験者に加えて、事前学習、実務実習に関わる教育プログラムの評価を現場薬剤師の視点からの的確な評価を行うために、薬学教育プログラムに対する見識を有する実務薬剤師を必ず含めるようにしている。なお、これらの評価実施員は、社員である①薬科大学・薬学部からの推薦者、②日本薬剤師会および日本病院薬剤師会からの推薦者、または③評価委員会が推薦する有識者のいずれかを候補者とし、原則、機構の評価委員会が開催する評価者研修会の全課程を受講した者から選出する。

このように、本機構の第三者評価を実施する組織と構成における透明性の担保を図っている。

基準 評価 3-④

総合評価評議員および評価委員会委員については、事業年度の開始前にその年度に受審する大学について利益相反（卒業校であること、勤務経験があることなど）の調査を行い、これが認められる評議員および評価委員については、それぞれ総合評価評議会および評価委員会における当該大学の評価結果の審議の際に一時退席を求めるなどの措置により、評価プロセスにおいて利益相反が評価に反映されないようにしている。評価チームを構成する評価実施員については、評価実施員候補者の申告に基づき、評価対象となる大学と利益相反のある者、受審大学が所在する病院・薬局実務実習地区調整機構と同地区に所在する大学に所属する者を除外して決定している。

このように、本機構の第三者評価を実施する組織と構成における公正性の担保を図っている。

[点検・評価]

基準 評価 3-①については、総合評価評議会を構成する評議員の過半数が薬科大学・薬学部に属さない実務薬剤師および有識者であり、また評価委員会は、定員 20 名程度のうち実務薬剤師および有識者が合計 8 名程度となるように構成されて

いる。これらによって本機構の三者評価を実施する組織と構成における第三者性は担保されていると言えるので、本基準に適合していると判断する。

基準 評価 3-②については、総合評価評議会が「評価報告書」を評価結果として審議・作成し、理事会は「評価報告書」の報告を受けてこれを社員および社会への公表する体制となっており、評価プロセスおよび評価結果の審議には一切関わらない。さらに理事、総合評価評議員および評価委員会委員を相互に兼務することを妨げ、また評価実施員を理事あるいは総合評価評議員から選出しないこととなっている。これらによって本機構の三者評価を実施する組織と構成における独立性は担保されていると言えるので、本基準に適合していると判断する。

基準 評価 3-③については、評価事業に関わる規則を定めこれを公開しており、また公開された規則に基づいて評価事業が実施されている。また、評価チームを構成する評価実施員は、社員あるいは評価委員会から推薦され評価者研修会を受講した者から選出している。本機構の三者評価を実施する組織と構成における透明性は担保されていると言えるので、本基準に適合していると判断する。

基準 評価 3-④については、総合評価評議員および評価委員会委員に対する受審する大学について利益相反の調査を行い、これが認められる場合はそれぞれ総合評価評議会および評価委員会における当該大学の審議の際に一時退席を求めるなどの措置により、評価プロセスにおいて利益相反が評価に反映されないようにしている。また評価実施員については、評価実施員候補者の申告に基づき、評価対象となる大学と利益相反のある者を除外して決定している。これらによって本機構の三者評価を実施する組織と構成における公正性は担保されていると言えるので、本基準に適合していると判断する。上記のように、本機構による実際の6年制薬学教育プログラム評価においては、第三者性、独立性、透明性および公正性は担保されており、受審大学に対するアンケートからもこれらの担保については概ね肯定的に評価されている。

しかし、評価の独立性（**基準 評価 3-②**）については、役員規則や評価事業基本規則に、理事、総合評価評議員および評価委員会委員の相互の兼務を禁止すること、さらには評価チームを構成する評価実施員は理事および評議員から選出しないことが規定されていないことが明らかとなった。これは、これらの組織の相互の独立性を担保するための規則に不備があるという重大な問題であり、早急に該当部分の改正を行い、規則上、6年制薬学教育プログラム評価における独立性の担保が明示されるように改善する必要がある。

さらに、6年制薬学教育プログラム評価の理事会および社員からの独立性を担保するとの観点から、総合評価評議会、評価委員会および評価チームを評価事業側として、当初の本機構の組織図は理事会に代表される管理・運営側と評価事業側を「点線」で結び、双方が独立していることを表わしていたところ、その後組織図としては一般的ではないとの判断によりこれを「実線」に変更した。これによって、管理・運営側と評価事業側の独立性が失われたとの誤解を生む懸念があり、社員や社会に対して、実際の評価事業において独立性が担保されていることを示し、ひいては本機構の6年制薬学教育プログラム評価体制の妥当性とその意義の理解を深めるためにも、上記のような規則改正は必須である。

一方で、上記のように教育プログラム評価における理事会を中心とする管理・運営側と評価事業側の独立性を重んじることによって、本機構が果たすべき評価事業全般において互いの情報共有、意思疎通が妨げられ、事業の運営に支障が生じることが懸念される。例えば、医学教育評価機構における組織構成では、本機構と同様に管理・運営側の企画・運営部会（本機構では運営委員会に相当）と評価事業側の総合評価部会（本機構では総合評価評議会に相当）に分かれているものの、理事会はこれらを統括する位置づけにあり、さらに評価事業側の総合評価部会の部会長は評価委員会委員長と理事会の常勤理事を兼務している。これらは、評価事業の全体的な独立性の維持よりも評価事業の円滑な運営を重視した体制と推察される。今回の自己点検・評価を契機に、管理・運営側と評価事業側の独立性を尊重しながらも、適正かつ円滑な評価事業運営が可能となるように、本機構の体制・組織の在り方についての十分な検討と改善を行うことが重要と考える。

[問題点]

(i) 自己点検・評価による問題点

- ・ 役員規則や評価事業基本規則に、本機構の三者評価を実施する組織と構成における独立性を担保するための理事、総合評価評議員および評価委員会委員の相互の兼務を禁止すること、評価チームを構成する評価実施員は理事および評議員から選出しないことが規定されていないので、早急に該当事項について規則改正を行う必要がある（**基準 評価 3-②**）。
- ・ 本機構の教育プログラム評価における管理・運営側と評価事業側の独立性を重んじることによって、本機構が果たすべき評価事業全般において互いの情報共有、意思疎通が妨げられ、事業の運営に支障が生じることが懸念されるので、独立性を維持しつつ適正かつ円滑な評価事業運営を可能にするために、本機構の体制・組織の在り方について十分検討し、改善を行う必要がある（**基準 評価 3-②**）。

(ii) 今回のアンケートの記述に書かれた問題点

【評価の実施体制について】

- ・ 多くの社員は、規則の制定や組織構成などを見る限り、実施体制は妥当である（72%）と評価している。しかし、委員会での議論の実態が見えていないことから、総合評価評議会が評価委員会に対してチェック機能が働いているかは不明であるとの意見があった。
- ・ 第1期の評価では、5名の実施員で編成する評価チームによる書面調査と訪問調査による評価を行っているが、チーム編成は4名で十分ではないかとの意見や、メンバー構成について、様々な観点から提案が寄せられた。

[改善計画]

(問題点)

- ・ 役員規則や評価事業基本規則に、理事会、総合評価評議会、評価委員会・評価チームの構成員が相互に兼務できないこと、評価チームを構成する評価実施員は理事および評議員から選出しないことが規定されていないので、早急にこれを規定するよう規則改正を行う必要がある。

(改善計画)

すでに関連規則について改正に着手しており、2020年度から実施予定の第2期評価においては、これらを規定し、規則上も教育プログラム評価における理事会、総合評価評議会および評価委員会・評価チームの独立性を明示し、その担保を行う。

(問題点)

- ・ 本機構の教育プログラム評価における管理・運営側と評価事業側の独立性を維持しつつ適正かつ円滑な評価事業運営を可能にするために、本機構の体制・組織の在り方について検討と改善を行う必要がある。

(改善計画)

管理・運営側の理事会と評価事業側の総合評価評議会の合同協議によって、評価事業を遂行するための体制・組織の在り方について継続的に検討を行い、教育プログラム評価の独立性を維持しつつ評価事業全体の適正かつ円滑な運営ができるような体制・組織への変更も含めた改善を図る。

Ⅲ－１－４． ６年制薬学教育プログラム評価のプロセス

- 基準 評価４－① 目的に沿って、客観性を担保できるように適切に設定されていること。
- 基準 評価４－② 受審大学および評価者に周知されていること。
- 基準 評価４－③ 機密性が保持されていること。
- 基準 評価４－④ 書面調査および訪問調査を通じて必要な情報を過不足なく得ていること。
- 基準 評価４－⑤ 受審大学と相互理解を図り、円滑に受審できる仕組み（事前・評価実施期間・評価終了後）となっていること。

[現状]

基準 評価４－①

薬学教育評価機構による６年制薬学教育プログラム評価について、以下のようなプロセス・方法によって実施する。

(i) 書面調査

評価チームにおいて、以下の受審大学が提出した「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）に関する評価を行う。

- 1) 評価チームを構成する評価実施員による「評価所見」の作成
 - 2) 評価チームによる「評価チーム報告書案」と「質問事項」等の作成
 - 3) 受審大学への「評価チーム報告書案」と「質問事項」等の提示
- なお、「質問事項」については訪問調査前に受審大学から回答を得る。

(ii) 訪問調査

評価チーム（原則、全評価実施員参加）が受審大学を訪問することによって、「自己点検・評価書」の内容の検証および書面調査では確認できなかった事項等に関する調査を行う。

(iii) 評価チーム報告書の作成

評価チームにおいて、書面調査および訪問調査に基づく評価結果を記載した「評価チーム報告書」を作成する。

(iv) 評価報告書（委員会案）の作成

評価委員会において、「評価チーム報告書」を基にした「評価報告書（委員会案）」を作成する。

(v) 評価報告書原案の作成

評価委員会から「評価報告書（委員会案）」を受審大学に通知し、受審大学からの「意見申立書」をもって事実誤認等に対する意見の申立てを受け付ける。評価委員会によって「意見申立書」に対する回答書を作成し、受審大学へ通知する。「意見申立書」における意見を採用する場合は、必要に応じて「評価報告書（委員会案）」の修正を行う。評価委員会において、「評価報告書（委員会案）」を基に「評

価報告書原案」を作成する。

(vi) 評価報告書の作成

総合評価評議会において、「評価報告書原案」を審議し、これに基に「評価報告書」を作成する。

(vii) 評価結果の通知および公表

薬学教育評価機構理事長名で「評価報告書」を受審大学へ提示することにより評価結果を通知する。同時に、「薬学教育評価 実施規則」第6条に沿って「評価報告書」を公表すると共に、文部科学省、厚生労働省に報告する。

(viii) 「但し書き」に対する改善に係る評価

「評価報告書」において、提言として指摘されたもののうち比較的容易に対応が可能な「改善すべき点」については、特に「但し書き」とされるが、「但し書き」が付けられた事項については、受審大学による早期の改善が義務付けられており、毎年機構に対して改善状況を「但し書きに対する改善報告書」をもって報告することとなっている。評価委員会はこれに基づいて改善が完了したか否かを審議し、その結果を、書面をもって受審大学に提示する。改善が完了した場合は、これをホームページにおいて公表する。

(ix) 「改善すべき点」に対する改善に係る評価

「評価報告書」の提言において、「改善すべき点」および「助言」とされた事項については、受審大学による改善が義務付けられており、機構に対して改善状況を3年以内に「改善報告書」をもって報告することになっている。評価委員会はこれに基づいて「改善すべき点」について改善状況を審議し、その結果を、書面をもって受審大学に提示する。同時に、改善状況をホームページにおいて公表する。

基準 評価4-②

受審大学に対する評価のプロセス・方法の周知は、以下のように行っている。

評価受審年度の前々年度の1月に「受審大学説明会」を実施し、評価基準、評価にかかわる規則、評価作業・手続きに用いる様式などを印刷した「薬学教育評価ハンドブック」等を配布し、これに基づいて評価のプロセス・方法を評価の目的、「自己点検・評価書」作成上の注意などと共に説明している。また、受審大学に対して、機構の評価を受審する前年度の8月には、メールによるリマインダーとして、「自己点検・評価書」の根拠資料の作成上の注意を再送している。評価年度における、受審大学と機構との書類による応答は図4-1（基準 評価4-⑤参照）に示した通りである。

評価実施員に対する評価プロセス・方法の周知および研修は、以下のようを実施している。

毎年1月に評価実施員候補者に対する「評価者研修会」を実施し、「薬学教育評価ハンドブック」等を配布して評価の目的、プロセス・方法について説明するとともに、評価実施員としての評価作業の研修を行っている。また、評価実施年度の4

月に評価実施員に対する「評価実施員説明会」を実施し、「薬学教育評価ハンドブック」等に基づいて評価実施員としての評価作業の詳細や留意点等について説明している。

基準 評価 4 - ③

評価作業の機密性の保持については下記のように行っている。

本機構では、教育プログラム評価の実施に当たり、評価作業の機密性の保持を「評価事業基本規則施行細則第5号 守秘義務に関する規則」、「評価事業基本規則施行細則第6号 薬学教育評価機構の大学評価に従事する評価者および本機構事務局職員倫理規則」および「個人情報の保護に関する規則」によって規定している。また、総合評価評議員、評価委員会委員に対しては、評価実施年度の初回の「総合評価評議会」あるいは「評価委員会」において、「薬学教育評価ハンドブック」等の本件に関する資料に基づいて説明を行い、本件の遵守に関する誓約書の提出を義務付けている。

評価実施委員に対しては、評価実施年度の4月に実施している「評価実施員説明会」において「薬学教育評価ハンドブック」等の本件に関する資料に基づいて説明を行い、本件の遵守に関する誓約書の提出を義務付けている。

薬学教育評価機構の評価に関わる事務職員および研究員に対しても同様の説明と誓約書の提出を義務付けている。

評価作業においては、評価委員会委員、評価実施員、評価に関わる事務職員および研究員に対して、ID、パスワードによる入力権限を管理したWeb環境による薬学教育評価システムを開発し、評価実施員・評価チーム、評価委員会委員・評価委員会正副委員長・評価委員会が扱う事案に関する機密保持を行っている。

基準 評価 4 - ④

適正な「評価チーム報告書」の作成に向けて、書面調査および訪問調査を通じた必要な情報の収集については、以下のように遺漏のないように行っている。

書面調査以前については、評価のプロセス・方法に示した通り、受審大学に対して評価受審年度の前々年度の1月に「受審大学説明会」を実施し、評価基準、評価にかかわる規則、評価作業・手続きに用いる様式などを載せた「薬学教育評価ハンドブック」等を配布し、「自己点検・評価書」作成上の注意、提出が必要な基礎資料および添付資料についての説明と質疑応答を行い、周知を図っている。また、評価受審前年度の8月には、メールによるリマインダーとして、「自己点検・評価書」や根拠資料の作成上の注意等について再度周知を行っている。さらに、評価受審前年度の3月には、「調書」（自己点検・評価書と基礎資料）の草案と「添付資料」の提出を求め、これらの不備についての最終確認を行っている。

書面調査については、「自己点検・評価書」に対して評価実施員が作成する「評価所見」を基に評価チーム会議により作成する「評価チーム報告書案」に、「質問事項」および「訪問調査で閲覧を希望する資料等」の項目を設けることにより、受

審大学に対して書面調査を行うに際して不明な点、疑問点に関する質問に対する回答や、必要な情報（資料等）の追加提供を求めている。

訪問調査については、上記の「訪問調査で閲覧を希望する資料等」について閲覧・確認を行うとともに、受審大学との面談（教員、学生等）や参観、資料閲覧によって評価に必要な情報を収集している。

これらの情報は、訪問調査後の評価チームによる「評価チーム報告書案」の作成に反映される。

基準 評価4－⑤

円滑かつ「評価の目的」に沿った適正な評価を行うために、薬学教育評価機構と受審大学が相互理解を図る以下の仕組みを設けている。

評価実施前および評価実施期間においては、

(i) 受審大学説明会の実施

評価実施年度の前々年度に「受審大学説明会」を実施し、評価の目的、評価基準、評価にかかわる規則、評価作業・手続き、「自己点検・評価書」作成上の注意、提出が必要な資料等について説明を行い、また自己点検・評価作業に関わる質疑応答を行う。これによって、相互理解に基づく受審大学における適正な自己点検・評価の実施を促している。

(ii) 受審大学に対する「自己点検・評価書」作成に関する周知

評価実施年度の前年度に受審大学に対して「自己点検・評価書」や根拠資料の作成上の注意等について再度周知し、また自己点検・評価作業に関わる質疑応答を行う。これによって、相互理解に基づく受審大学による適正な「自己点検・評価書」の作成を促している。

(iii) 「自己点検・評価書」草案の点検

評価実施前年度に「調書」（自己点検・評価書と基礎資料）の草案と「添付資料」の提出を求め、根拠資料等の不備、「基礎資料」作成上の誤り等を点検し、必要に応じて修正、補填を求める。これによって、相互理解に基づく受審大学による適正な「自己点検・評価書」の作成を促している。

(iv) 受審大学への「評価チーム報告書案」および「質問事項」等の提示と回答

評価チームが「自己点検・評価書」の書面調査により作成した「評価チーム報告書案」および「質問事項」等を7月末に受審大学に提示し、これに対して受審大学は「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」により回答する。このような受審大学との「チーム報告書案」や「質問事項」等のやり取りにより相互理解を深め、適正な評価を行う上で必要な情報収集の徹底を図っている。

(v) 訪問調査における意見交換

評価チームの受審大学に対する訪問調査において、2日間に渡って面談（教員、学生等）や参観、資料閲覧を行う。このように受審大学との意見交換と情報の共有化により相互理解を深め、適正な評価を行う上で必要な情報収集の徹底を図っている。

(vi) 受審大学への評価報告書（委員会案）の提示および意見申立と回答

評価委員会が作成した「評価報告書（委員会案）」を受審大学に提示し、これに対して「意見申立書」をもって事実誤認に関する意見申立を行う。評価委員会はこれに対する回答書を通知し、意見を採用する場合は「評価報告書（委員会案）」を修正して、これに基づいて「評価報告書原案」を作成する。このように事実誤認に関する意見申立の機会を設けることにより、相互理解に基づいた適正な評価の実施を図っている。

一方、評価終了後においては、

(vii) 「但し書き」に対する改善に係る評価

「評価報告書」において「但し書き」が付けられた事項については、受審大学から毎年「但し書きに対する改善報告書」の提出を求め、評価委員会において改善されたか否かについて審議する。その結果は書面をもって受審大学に提示され、改善が完了した場合はこれをホームページにおいて公表する。このように早急な改善が望まれる事案を「但し書き」として示して受審大学に対応を求めることにより、受審大学の教育プログラムの質の改善を促進している（第三者評価の目的の一つ）。

(viii) 「改善すべき点」に対する改善に係る評価

「評価報告書」の提言の「改善すべき点」については、受審大学に対して3年以内の「改善報告書」の提出を求める。評価委員会において改善状況を審議し、書面によりその結果を受審大学に提示すると同時に、改善状況をホームページにおいて公表する。このように、第三者評価の目的にそって、一改善が必要な事案を「改善すべき点」として受審大学に対応を求めることにより、受審大学の教育プログラムの質の改善を促進している。

以上のように、薬学教育評価機構と受審大学が相互理解を図り、円滑かつ「評価の目的」に沿った適正な評価を行うプロセスとして、2018（平成30）年度の薬学教育評価のプロセスを図4-1に示す。

年	月	大 学	本 機 構
2018年	1月	大学への説明会	
	4月 ↓ 12月	自己点検・評価対象年度 （「調書」等の作成および 「添付資料」の提出準備）	
2019年	1月		
	3月	「調書」の草案と「添付資料」の提出(13日必着)	→「調書」の草案と「添付資料」の確認
	4月	「申請書」(10日必着)	←「調書」と「添付資料」への修正の助言
	5月	「調書」および「添付資料」の提出 (8日必着)	→ 書面調査の開始 訪問調査の日程調整の開始
	6月		
	7月	評価手数料の納付期限(末日)	←「評価チーム報告書案」(質問事項含む) の送付(29日予定)
	8月	「評価チーム報告書案に対する確認および 質問事項への回答」(19日必着)	→
	9月	訪問調査に関わる書面の提出(10日前まで)	→
	10月		← 訪問直前に機構側出席者を通知 訪問調査の実施(10月中の連続した2日間)
	11月		
	12月		
2020年	1月	「意見申立書」の提出(20日必着)	←「評価報告書(委員会案)」の送付(上旬) →
	2月		→「意見申立への回答」の送付(中旬)
	3月	「異議申立書」の提出(2週間以内)	←「評価報告書」の送付(上旬) 評価結果の公表(下旬)
2023年		提言に対する改善報告(2023年3月末日まで) 再評価申請(毎年3月末日、2023年まで)	→ 改善報告の審議結果の公表 ← 再評価・追評価の評価結果の公表
	2024年～	追評価申請(毎年6月末日)	

図4-1 評価作業(2018年度)における機構と受審大学との文書対応

[点検・評価]

6年制薬学教育プログラム評価のプロセスと方法に関しては、次のように点検・評価している。

基準 評価4-①および、基準 評価4-②については、評価プロセス・方法は、受審大学の薬学教育プログラム評価の目的に沿って、客観性を担保できるように配慮しながら設定し、これによって評価チーム、評価委員会および総合評価評議会において評価を実施しており、また受審大学および評価事業側の組織を構成する「評価者」に対して十分周知を行っている。これらによって、評価のプロセス・方法が目的に沿って、客観性を担保できるように適切に設定されており、また受審大学および評価者に十分周知されていると言えるので、これらの基準には適合していると判断する。

基準 評価 4-③については、本機構の教育プログラム評価においては、評価作業の機密性について各種規則において規定しており、また「評価者」である総合評価評議員、評価委員会委員、評価チームを構成する評価実施員に対しては、「薬学教育評価ハンドブック」や上記規則等の資料に基づいて機密性の保持に関する説明を行い、本件に関する誓約書の提出を義務付けている。これによって、評価プロセス・方法の機密性は十分に保持されていると言えるので、本基準に適合していると判断する。

基準 評価 4-④については、評価チームによる書面調査、これによって作成された「評価チーム報告書案」および「質問事項」等の受審大学への提示とこれに対する回答、これを受けた訪問調査までに得られた情報をもとにした「評価チーム報告書」の作成が行われる。評価委員会が「評価チーム報告書」をもとにして「評価報告書（委員会案）」を作成する際には、多くの受審大学についてこれらのプロセスにおいて教育プログラムに関する情報が過不足なく得られ、これが「評価チーム報告書」に反映されていることを確認できており、評価基準に則った評価による「評価報告書（委員会案）」の作成に支障はなかった。これらによって、こういった評価のプロセス自体は必要な情報を過不足なく得るために必要であり、また多くの場合適切に実施されていると言えることから、本基準に適合していると判断する。

大学に対するアンケートのうち、**基準 評価 4-①～④**に係る設問に対する回答は概ね良好だったことから、上記のような評価は妥当と考える。

しかし、**基準 評価 4-④**については、受審大学によって教育プログラムに特徴があり、これに関する情報について数量や質の違いが生じるのは当然であるものの、少数ではあるが一部の受審大学の「評価チーム報告書」については必要な情報が不足し、評価委員会による「評価報告書（委員会案）」作成段階で評価基準に則った評価を行うために情報の追加収集を行わなければならない場合があった。これについては、評価チーム、評価実施員に対する評価プロセスの意義や情報収集の方法の周知が十分ではなく、情報収集が適切に行われなかったことが原因と考えられる。したがって、これらの周知を徹底し、適切に情報収集ができるように改善する必要がある。

基準 評価 4-⑤については、まず評価実施前および評価実施期間においては、「受審大学説明会」の実施、受審大学に対する「自己点検・評価書」作成に関する再周知、「自己点検・評価書」草案の点検、受審大学への「評価チーム報告書案」および「質問事項」等の提示と回答、訪問調査における意見交換、受審大学への「評価報告書（委員会案）」の提示およびこれに対する意見申立と回答を行っている。また評価終了後は、「但し書き」に対する改善に係る評価および「改善すべき点」に対する改善に係る評価を行っている。このような評価プロセスを設けることによって受審大学と相互理解を図っており、実際に受審大学との間に大きな問題なく評価が実施されている。これらによって、評価プロセス自体は受審大学と相互理解を図り、円滑に受審できる仕組みとなっていると言えることから、本基準に概ね適合していると判断する。

ただし、受審大学への「評価報告書（委員会案）」の提示および意見申立と回答については、大学に対するアンケートの「評価報告書（委員会案）の意見申立に対する機構の回答は納得できるものでしたか？」での「Yes」の回答が55%にとどまっており、また本件についてのコメントにも見解・認識の不一致、真意が伝わらない、評価者の理想像の押し付け、申立は無駄といったものがあり、16大学から批判的な回答があった。これについては、受審大学との相互理解が十分にできているとは言えないので、評価プロセス自体ではなくその実施方法に問題があると考えられる。また、評価終了後の「但し書き」および「改善すべき点」に対する改善に係る評価については、少数ではあるが受審大学の「評価報告書」におけるこれらの事項の指摘内容の解釈が評価側の意図と異なり、「但し書きに対する改善報告書」あるいは「改善報告書」が提出された時点でその齟齬が明らかになる場合があった。こういった齟齬が生じた場合、受審大学が指摘事項の改善に向けて的確に対応できないことが懸念され、これも実施方法に問題があると考えられる。これらについては、受審大学と相互理解を図り、円滑に受審できるための仕組み、さらには受審大学の教育プログラムの質を高めるための仕組みとしては大きな問題はないものの、その実施における一つ一つのプロセスの意義と内容に関する説明と共有が十分ではなかったと考えられる。具体的には、受審大学への「評価報告書（委員会案）」の提示および意見申立と回答については、現行のプロセスでは大学と評価委員会との意見交換、情報共有の機会が十分に設けられていないことが相互理解を欠く大きな原因と考えられる。また、「評価報告書」における「但し書き」や「改善すべき点」の受審大学の解釈と評価側の意図の齟齬については、受審大学に対してこれらが「評価報告書」の様式に合わせた定型的な文面で一方的に伝えられ、他に評価側からの注釈や具体的な事例を取り上げた説明が行われないことが相互理解を欠く原因と考えられる。したがって、本基準については概ね適合しているものの、上記2つの問題点については、相互理解を得ることができる適切な実施に向けて改善を行う必要である。

[問題点]

(i) 自己点検・評価による問題点

- ・ 少数の受審大学の評価において、評価チームによる「評価チーム報告書」に向けた書面調査、「評価チーム報告書（案）」の大学への提示と回答、訪問調査における情報収集が十分ではない場合が認められるので、評価チーム、評価実施員に対する評価プロセスの意義や情報収集方法に関する周知の実施方法を改善する必要がある（**基準 評価4-④**）。
- ・ 受審大学との相互理解を図り、円滑に受審できる仕組みとして実施している「評価報告書（委員会案）」の提示、および意見申立と回答については、その実施方法に問題があり、その意義と内容について大学との相互理解が得られていない場合が認められることから、相互理解が得られるように改善する必要がある（**基準 評価4-⑤**）。

- ・ 受審大学との相互理解を図り、教育プログラムの質を高めるための仕組みとして実施している評価終了後の「但し書き」に対する改善に係る評価や「改善すべき点」に対する改善に係る評価については、その実施方法に問題があり、「評価報告書」におけるこれらの指摘事項の内容について受審大学の解釈と評価側の意図に齟齬が生じ、その結果受審大学において改善に向けた的確な対応ができないことが懸念される。したがって、その実施方法を改善する必要がある（基準 評価 4－⑤）。

（ii）今回のアンケートの記述に書かれた問題点

【評価報告書（委員会案）の意見申立に対する機構の回答は納得できるものか】

- ・ 「Yes」 55% 「No」 18%
- ・ 評価を「評価対象の否定・批判」と誤解している。第三者評価の意味を理解した評価委員の確保も重要。
- ・ いくつかの点においては、機構の考えと本機関のそれとの間には見解の相違がみられる。
- ・ 意見を聞き検討するという真摯な姿勢が感じられなかった。
- ・ 意見が容れられなかった事項は受審大学と評価側の認識の相違によるもので、納得できない。
- ・ 書面によるやりとりはお互いに齟齬が生じやすい。
- ・ こちらの真意が十分に伝わっていない部分があった。
- ・ 全く受け入れていただけなかったのは大変残念である。
- ・ 訪問調査時の本学からの回答・説明が評価報告書に正確に反映されていなかったため、申立ては無意味・無駄と判断した。
- ・ 入試の適切性に関する解釈については、いくらか承服し難い部分があった。
- ・ 評価報告には評価される側の名称が入って公表される訳ですから、その文章は意味が通じれば良いというものではない。
- ・ 評価委員の理想像を押し付けるのはやめて欲しい。
- ・ 査読の精度を上げるべき。
- ・ 長所として認められなかった点があった。
- ・ 「国家試験の合格のみを目的とする偏った教育が行われている。」との指摘について承服できない。

[改善計画]

（問題点）

評価チーム、評価実施員に対する「評価チーム報告書」作成に向けた評価プロセスの意義・情報収集方法の周知の実施方法について改善する必要がある。

（改善計画）

新たな評価基準に沿って実施される第2期の評価においては、評価チームによる「評価チーム報告書（案）」作成までの書面調査、「評価チーム報告書（案）」の大学への提示と回答、訪問調査は継続して実施する。ただし、評価基準に則った評価を行うために十分な受審大学の教育プログラムに関する情報を得るために、以下のような改善を行う。

- ・ 評価実施員候補者に対する「評価者研修会」および評価実施員に対する「評価実施員説明会」において、評価のプロセス・方法のより詳細な説明を行い、さらに各評価プロセスにおける必要な情報の収集に注力した研修を実施する。特に第2期については、第1期よりも受審大学の教育プログラムの特徴を反映した評価が必要となると予想されるので、評価チームが各大学の教育プログラムに合わせた適切な情報収集を行うことができるように「評価者研修会」および「評価実施員説明会」での説明や研修の内容を改める。
- ・ 機構事務局が行う評価実施前の「自己点検・評価書」草案の点検を特に評価に必要な情報の過不足に注力して行う。
- ・ 評価委員会の正副委員長によって、受審大学に提示する前の「評価チーム報告書（案）」における評価に必要な情報の過不足を評価基準に則った評価を行う視点からの点検を行い、必要に応じて「質問事項」により受審大学に不足分の情報の提供を求める。
- ・ 「評価チーム報告書案」および「質問事項」等の大学への提示と回答について、「質問事項」における質問内容のみを箇条書きにする現行の様式を改め、受審大学が「質問事項」の意義を十分に理解でき、これに対して的確に対応できるように、質問の意図や質問内容の評価基準に則った評価を行う上での重要性について説明等を加えるようにする。さらに必要に応じて質疑応答を行うことを可能とする。

（問題点）

「評価報告書（委員会案）」の提示および意見申立と回答の実施方法を改善する必要がある。

（改善計画）

第2期の評価においては、「評価報告書（委員会案）」の提示および意見申立と回答に関する評価プロセスは継続的に実施する。ただし、このプロセスの意義である受審大学との相互理解と円滑な受審が行えるように、その実施方法について以下のような改善を行う。

- ・ 受審大学からの「評価報告書（委員会案）」に対する意見申立については、「評価報告書（委員会案）」における「但し書き」あるいは評価基準への不適合となるような重要な「改善すべき点」に関する事項の場合は、回答案の作成において、評価チームの主査（あるいは副査）と評価委員会正副委員長が、事実誤認がないか慎重に検討し、必要に応じて、現行の定型の回答文にこだわらず、そのような

指摘を行った理由等について相互理解が得られるように適切かつ丁寧な回答に努める（評価委員会の議を経て受審大学へ提示）。

- ・ 意見申立全般において、受審大学の教育プログラムの特徴を鑑み、その改善に向けて相互理解が得られるような回答を行うように努める。
- ・ 意見申立とこれに対する回答は現行のように1回と限定せず、相互理解を深めるために、必要に応じて複数回行うようにする。また、書面でのやり取りに限定せず、必要に応じて面談による対応も行う。

（問題点）

「但し書き」および「改善すべき点」に対する改善に係る評価の実施方法を改善する必要がある。

（改善計画）

第2期の評価においては、評価終了後の「但し書き」および「改善すべき点」に対する改善に係る評価については、継続的に実施する。ただし、これらのプロセスの意義である受審大学との相互理解と教育プログラムの質向上が行えるように、その実施方法について以下のような改善を行う。

- ・ 「評価報告書」が受審大学に提示された時点で、受審大学と評価委員会の面談あるいは文書による質疑応答、意見交換の機会を設け、相互理解に基に「但し書き」および「改善すべき点」の指摘内容とその改善に向けた指針について情報の共有を図る。
- ・ 改善報告が求められる期限内に、適宜、必要に応じて受審大学と評価委員会による面談あるいは文書による情報共有を図ることにより、「但し書き」および「改善すべき点」等の改善状況を的確に把握し、教育プログラムの質向上に向けた改善プロセスの検証と改善に向けた支援を行う。

上記3点とともに、第2期の評価に向けて、機構における新評価基準に則った評価の質の向上を図ると共に、シンポジウムや説明会の開催等による情報提供を継続し、各大学における内部質保証としての自己点検・評価を円滑かつ効果的に進めるための支援を行う。

Ⅲ－１－５． 評価事業の改善

基準 評価５－① 評価事業の改善のために以下の活動を行っていること。

1. 評価結果に対する受審大学からの意見聴取（評価チーム報告書案への回答、大学の評価委員会案に対する意見申立、評価結果に対する異議申立等）
2. 評価者へのアンケート調査
3. 受審大学へのアンケート調査

基準 評価５－② 評価機構の自己点検・評価を実施し、公表していること。

基準 評価５－③ 上記①②の結果を評価事業の改善に反映していること。

[現状]

基準 評価５－①-1

本評価を開始する前の2011年度に、ボランティアとして機構の評価基準に基づく自己点検・評価を実施する3大学に対して、トライアル評価を行った。その結果を踏まえて、評価基準・観点や評価プロセス・方法等の修正を行い、2013年度から本評価を開始した。

2013年度からの評価作業の実施状況（評価の種類と受審大学数）を表5-1に示す。この第1期7年間の評価作業の中で、大学からの意見聴取、大学へのフィードバックの機会を増やすなどの改善を下記のように行ってきた。

表Ⅲ-1-5-1 第1期（7年間）の評価の種類と受審大学数

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
本評価	3	10	11	11	13	13	13
再評価	0	0	0	0	1	1	1
改善報告書 (但し書き対応)	0	0	0	1	3	11	9
評価作業数※	3	10	11	12	17	25	23

※「但し書き」に対する評価作業は、評価作業数には含まれていない。

(i) 2015年度から「自己点検・評価書」の提出前の草案の点検を開始した。

評価実施年の前年度の3月に「調書」（自己点検・評価書と基礎資料）の草案と「添付資料」の提出を求め、根拠資料等の不備、「基礎資料」作成上の誤り等を点検し、必要に応じて修正、補填を求めている。

(ii) 2015年度までは、受審大学に対する評価結果の提示とこれに対する審大学からの意見聴取は、以下の1)～3)であった。

- 1) 「評価チーム報告書案」の提示とこれに対する回答
- 2) 「評価報告書（委員会案）」の提示とこれに対する意見申立
- 3) 評価結果（「評価報告書」）に対する異議申立

しかしながら、2016年度からは、総合評価評議会において審議した「評価報告書案」を受審大学に提示して、誤字や表記の誤りに対するチェックを行うプロセスを加え、以下の通りとした。

- 1) 評価チーム報告書案の提示とこれに対する回答
- 2) 評価報告書（委員会報告案）の提示とこれに対する意見申立
- 3) 評価報告書（案）の提示とこれに対する誤字・誤記等の最終確認
- 4) 評価結果（評価報告書）に対する異議申立

評価事業の改善には、特に1)および2)が重要であり、今回の大学に対するアンケートでもこれらの対応についての問を設定した。

基準 評価5-①-2・基準 評価5-①-3

2013年度から毎年、評価作業終了直後に評価実施員に対して書面によるアンケート調査を行っている。これを反映した評価事業の改善の一例として、Webを利用した評価システムに対する意見に基づいて、毎年ソフトウェアの改善を行っている。

第1期7年のうちの5年の評価が終了した2017年度末に、理事会の下に自己点検・評価委員会を設置することが決まり、2018年度に同委員会において設定した「自己点検・評価における評価項目と評価基準」に基づいて、6年目の2018年度までに受審した大学および同年度までの評価を担当した評価実施員に対するアンケート調査を実施することにした。この結果は、本「自己点検・評価結果報告書」に掲載するとともに2019年度社員総会で報告した。

基準 評価5-②

上記の通り実施した2018年度までに受審した大学および同年度までの評価を担当した評価実施員に対するアンケート調査に加えて、2018年度のアンケート実施時に未受審であった大学に対して、同じアンケートを実施し、社員に報告した。また、2018年度のアンケート実施時には、審査中、未審査であった大学に対して、2019（令和元）年度末に、同じアンケートを実施し、2018年度のアンケートに合わせて集計し、第1期に受審した全大学を対象とする調査の記録とした。この受審全大学のアンケート結果は、本報告書「一般社団法人 薬学教育評価機構 自己点検・評価報告書（2013年度～2019年度）」とは別にまとめ、本報告書と共に、社員に報告するほか、本機構のホームページで公表する予定である。

基準 評価5-③

本機構の自己点検・評価の結果について、「自己点検・評価委員会」において検討・協議を行うことにより、設定した評価項目毎に改善すべき点を決定する。決定した改善すべき点については、当該評価項目を所轄する運営側および評価事業側の委員会等において改善計画を策定し、これに沿って改善を行うものとする。早急な改善が必要なものについては、順次必要な議を経て改善に着手し、2020年度から開始予定の第2期の評価に反映する。

[点検・評価]

基準 評価 5-①-1については、評価結果に対する受審大学からの意見聴取として、i) 評価チーム報告書案の提示とこれに対する回答、ii) 評価報告書(委員会報告案)の提示とこれに対する意見申立、iii) 評価報告書(案)の提示とこれに対する誤字・誤記等の最終確認、およびiv) 評価結果(評価報告書)に対する異議申立を実施している。これらによって、評価事業の改善のために評価結果に対する受審大学からの意見聴取を行っていると言えることから、本基準に適合していると判断する。

評価事業に関わる大学に対するアンケートについては、「第三者評価の受審は貴学の教育プログラムの改善に役立ちましたか」、「本機構の実施する第三者評価は今後も必要とお考えでしょうか」および「本機構の第三者評価は薬学教育の改善・向上に役立つものとお考えでしょうか」という問については、いずれも約70%の大学が「Yes」と回答し、一方「No」はいずれも10%以下であったことから、評価事業自体の意義、目的についてはほぼ肯定的に認識されていると考えられる。一方で、各問に関するコメントでは、少数ではあるが本機構の評価の在り方に対する批判や効果が労力・コストに見合わない、簡略化が必要、現状のままでは必要とは言えない等の意見があった。本基準で取り上げた評価結果に対する受審大学からの意見聴取に関わる大学に対するアンケートでは、「評価チーム報告書案送付前(書面調査中)に求められた追加資料の請求に十分に対応できましたか」に対して「Yes」が78%であったのに対し、「評価報告書(委員会案)への意見申立に対する機構の回答は納得できるものでしたか」については、「Yes」が55%にとどまった。後者については項目6の[点検・評価]で取り上げたように、批判的な意見が相当数寄せられ、前述の通り評価プロセスとしての意義は認識されているものの、その実施方法に問題があると考えられる。本件については、項目6において詳しく点検・評価を行い、また問題点として取り上げ、改善計画を提示している。

基準 評価 5-①-2・基準 評価 5-①-3については、2013年度から毎年、評価実施員に対して書面によるアンケート調査を実施し、これを反映した評価事業の改善を行っており、また第1期7年のうちの6年目の2018年度までに受審した大学および同年度までの評価を担当した評価実施員に対するアンケート調査を実施し、この結果を今後の評価事業の改善に反映する予定である。これらによって、評価事業の改善のために評価者へのアンケート調査および受審大学へのアンケート調査を行っていると言えることから、両基準共に適合していると判断する。

第1期7年の評価は、6年制薬学教育プログラム評価の目的のうち、主に1)「評価基準への適合認定を行うことにより各大学における薬学教育プログラムの質を保証する」ことを目的とするものであり、そのためには7年間評価基準を変えず、また受審大学の教育プログラムの特徴は尊重しつつも、評価基準に則って横並びの評価を行うことが必要である。したがって、評価事業や評価プロセス・方法に関する総合的なアンケートとその結果の検証は、少なくとも過半数の大学が受審を終了してから実施すべきと考えられ、8割以上の大学が受審した6年目に本機構の自己点検・評価の一環として行った本アンケートについては、ほぼ適切な時期での実施

と言える。一方で、今回のアンケートでは評価事業について様々な意見が寄せられており、こういった結果を反映して、的確に評価事業や評価プロセス・方法を改善するためには、少なくとも毎年評価終了時に受審大学に対するアンケートを実施し、結果の検証による問題点の抽出とそれに応じた改善計画の立案、さらには迅速な対応が可能な問題点の改善を行うことが重要と考える。

基準 評価 5-②については、現在 2019 年度に設置した自己点検・評価委員会において本機構の自己点検・評価を実施しているところであり、作成した「一般社団法人 薬学教育評価機構 自己点検・評価報告書（2013 年度～2019 年度）」は社員総会で報告し、本機構のホームページで公表する予定であることから、本基準への適合は現段階では自己評価できない。これについては、今後のこれらの評価基準による継続的な自己点検・評価によって、適合に至ることが期待される。

基準 評価 5-③については、上記の通り**基準 評価 5-②**が達成できていないことから、**基準 評価 5-①**の結果と合わせて評価事業の改善に反映することはできないので、本基準への適合は現段階では自己評価できない。本件については、すでにこれらの結果を評価事業の改善に反映させるためのプロセス、すなわち「自己点検・評価委員会」での検討・協議による設定評価項目毎の改善すべき点の決定、決定した改善すべき点に関する当該評価項目を所轄する運営側および評価事業側の委員会等における改善計画を策定、およびこれに沿った改善の実施が予定されており、すでに早急な改善が必要な案件についてはすでに改善に着手している。これらの改善が 2020 年度から開始予定の第 2 期の評価へ反映され、さらに本機構にける自己点検・評価が進み、評価事業の P D C A サイクルが機能することにより、本基準への適合に至ることが期待される。

上記のように本機構は、これらを真摯に受け止めて、速やかにこれらの問題点の検証とこれに基づいた改善を行い、新評価基準に則った自己点検・評価が求められる第 2 期の評価が円滑かつ効果的に実施できるよう努めたい。

[問題点]

(i) 自己点検・評価による問題点

- ・ 評価結果に対する受審大学からの意見聴取の一環であり、また受審大学との相互理解を図り、円滑に受審できる仕組みとして実施している「評価報告書（委員会案）」の提示および意見申立と回答については、その実施方法に問題があり、その意義と内容について大学との相互理解が得られていない場合が認められることから、その実施方法を改善する必要がある（**基準 評価 4-⑤**／**基準 評価 5-①-1**）。
- ・ 評価事業や評価プロセス・方法に関する問題点の抽出とその迅速な改善に向けて、毎年受審大学に対するアンケートを実施するように自己点検・評価プロセスを改善する必要がある（**基準 評価 5-①-3**）。

- ・ 第 2 期の評価に向けて、評価事業や評価プロセス・方法の総合的な検証とこれに基づいた的確な改善が必要である（基準 評価 5 - ①～評価 5 - ③）。

(ii) 今回のアンケートの記述に書かれた問題点

【第三者評価の受審は、貴学の薬学教育プログラムの改善に役立ちましたか】

- ・ データを収集し、分析することで現状が把握できた。しかし、2 周目は簡素化すべき。
- ・ お金と労力の割には益が少なかった。
- ・ 受審にかけた労力や経費に見合うメリットがあったのかどうか疑問である。
- ・ 大学の人材育成方針，規程，制度，独自性などにまで立ち入るような提言・助言は慎重でなければならない。
- ・ 未だ評価結果に基づいた改善が完了していないので、評価結果の妥当性等に言及できない。
- ・ 4 年制コースを併設する国公立大学の現状もある程度把握・理解して評価して欲しい。
- ・ 評価委員会自体が、評価基準項目の内容を理解していない。
- ・ 評価委員会は理想や意見を押し付けるだけで各大学の事情を理解しようとしていない。
- ・ 評価実施員については、専門分野の教員や教育現場に携わっている教員に来て頂くことが望ましい。
- ・ 教育のための改善なのか、第三者評価のための変更なのかわからない。

【本機構の実施する第三者評価は今後も必要とお考えでしょうか】

- ・ 膨大な労力、高額な評価手数料を負担した評価が実際に教育プログラムの改善につながるのか。
- ・ 必要であると積極的に言えない。問題がない大学は次回の評価の時期を大幅に遅らせるなどすべき。
- ・ 年会費や評価費用の捻出が困難となってきているので、簡素化、低コスト化が必須。
- ・ 現在の機構による評価が必ずしも必要とは考えない。
- ・ 機関別評価等との重複を減らす必要がある。
- ・ 評価機構自体が PDCA サイクルを回すのであれば機構が実施する第三者評価は必要と考える。
- ・ 大学における教育研究活動を妨げないための配慮が必要。
- ・ 費用対効果は極めて悪い。
- ・ 過度な要求や評価、細かすぎる要求や評価は研究の時間を奪っている。
- ・ 2 期も横並びの評価に終始すれば、目的達成に向けて十分に役割を果たしておらず必要とは言えない。

- ・ 本評価については、機関別認証評価や国立大学法人評価のような法整備が完了しておらず極めて中途半端な状況である。
- ・ 画一的な評価は、大学によっては必ずしも改善につながらない。
- ・ 薬学教育評価機構による評価ではなく、民間の評価機関に変えるべき。
- ・ 利益相反が生じる立場（薬剤師会関係）の評価者が評価することはあってはならない。
- ・ 微に入り細を穿ちすぎるとやがて形骸化する。
- ・ 第三者評価のための教育内容の変更は必要ない。
- ・ 薬学部の発展や活動を阻害しかねない危険な制度であることを認識した上で今後の方針を決定されたい。

【本機構の第三者評価は薬学教育の改善・向上に役立つものとお考えでしょうか】

- ・ 評価にかかる労力と費用を考えると、役に立つとは言い切れない。
- ・ 最低限の質が保証されていれば各大学の個性に委ねてよい。画一化・均一化は好ましくない。
- ・ 評価のために研究・教育の時間を取られることは却って教育の改善・向上に逆行しかねない。
- ・ 現状、役に立ったと言えるような改善・向上に至っていない。
- ・ 効率化、スリム化に向けた努力をするべきである。
- ・ 各大学の個性や独自性、強みなどを素直に評価して頂くような仕組みが必要。
- ・ 機構の第三者評価は、外部機関に任せるべき。
- ・ 「評価のための評価」「形式的で空疎な文書の作成」に現代日本が翻弄されているとしか思えない。

【評価報告書（委員会案）の意見申立に対する機構の回答は納得できるものか】

- ・ 「Yes」 55% 「No」 18%
- ・ 評価を「評価対象の否定・批判」と誤解している。第三者評価の意味を理解した評価委員の確保も重要。
- ・ いくつかの点においては、機構の考えと本機関のそれとの間には見解の相違がみられる。
- ・ 意見を聞き検討するという真摯な姿勢が感じられなかった。
- ・ 意見が容れられなかった事項は受審大学と評価側の認識の相違によるもので、納得できない。
- ・ 書面によるやりとりはお互いに齟齬が生じやすい。
- ・ こちらの真意が十分に伝わっていない部分があった。
- ・ 全く受け入れていただけなかったのは大変残念である。
- ・ 訪問調査時の本学からの回答・説明が評価報告書に正確に反映されていなかったため、申立ては無意味・無駄と判断した。
- ・ 入試の適切性に関する解釈については、いくらか承服し難い部分があった。

- ・ 評価報告には評価される側の名称が入って公表される訳ですから、その文章は意味が通じれば良いというものではない。
- ・ 評価委員の理想像を押し付けるのはやめて欲しい。
- ・ 査読の精度を上げるべき。
- ・ 長所として認められなかった点があった。
- ・ 「国家試験の合格のみを目的とする偏った教育が行われている。」との指摘について承服できない。

[改善計画]

(問題点)

- ・ 「評価報告書(委員会案)」の提示および意見申立と回答の実施方法を改善する必要がある。

(改善計画)

* 評価項目 4. [改善計画]②と同様。

(問題点)

- ・ 毎年受審大学に対するアンケートを実施するよう自己点検・評価のプロセスを改善する必要がある。

(改善計画)

第1期の7年目の評価については、受審大学に対して今回6年目までの受審大学に行ったアンケートと同様の評価事業や評価プロセス・方法に関する問題点の抽出とその迅速な改善に向けて、アンケートを実施した。第2期については、これを継続して毎年受審大学に対するアンケートを実施することとする。ただし、アンケート内容については、本機構による第2期の評価は新評価基準に則った自己点検・評価が基軸として、教育プログラム評価の目的が第1期の「適合認定による質の保証」重視から「フィードバックによる改善の促進」に重点を置くことになることに合わせて、よりの確に評価事業の自己点検・評価に反映されるように十分に検討することが重要である。

(問題点)

- ・ 第2期の評価に向けて、評価事業や評価プロセス・方法の総合的な検証とこれに基づいた的確な改善が必要である。

(改善計画)

受審大学に対する機構のアンケートでは、上記の通り、評価事業や評価プロセス・方法についての問題点の指摘が多く寄せられた。本機構は、これを真摯に受け止め、教育プログラム評価の目的の達成を目指して改善に取り組む必要がある。特に、2020年度から開始される予定の第2期の評価は、主に「内部質保証」、「3ポリシーに基づいた教育」および「学修成果の評価」の実施が評価の対象となり、教育プ

プログラム評価の目的の2)「評価の結果を各大学にフィードバックすることにより各大学の薬学教育プログラムの改善の促進する」に重点を置き、さらに3)「各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるように支援する」を目指すことになることから、これらの達成に向けて改善を進めることが求められる。具体的には、

- ・受審大学の「内部質保証」を重視・尊重して、横並びではなく大学における教育研究体制、教育研究上の目的や3ポリシーの特徴や諸事情に配慮した教育プログラムの改善を支援するための形成的評価を主とする評価を行う。
- ・受審大学の教育プログラムの質の担保を妨げる重大な問題点については、明確な指摘と改善・適正化に向けた提言を行う。
- ・受審時には、各大学の「内部質保証」のもとに作成した「自己点検・評価書」とその作成において根拠とした資料の提出を求め、一律に要求する資料を最小限にとどめる。
- ・評価プロセスにおける受審大学からの意見聴取については、形式的なやり取りではなく、個々の大学の教育プログラムの実施状況に配慮した意見交換、情報共有、提言の場を設ける等、柔軟な対応を行う。

本機構の評価事業が、この改善計画のように、受審大学の「内部質保証」を支援するための第三者評価となれば、「外部質保証」としての意義・効果が担保できると考えられる。こういった評価が実現できれば、大学は教育プログラムの質の改善に向けて「内部質保証」に積極的に取り組み、教育プログラム評価の目的の2) および3) の達成が期待される。

Ⅲ－２ 評価事業以外の諸活動

Ⅲ－２－１．管理運営

- 基準 管理 1-① 管理運営の体制が規則に従って構築されていること。
- 基準 管理 1-② 構築された管理運営体制が適切に機能していること。
- 基準 管理 1-③ 管理運営の体制を必要に応じて検証し、改善していること。
- ※ 監事による理事の業務執行状況の監査も含む。

[現状]

基準 管理 1-①

本機構の管理運営の体制は、一般社団法人薬学教育評価機構定款第 34 条に基づき、薬学教育評価機構理事会運営規則及び薬学教育評価機構運営委員会運営規則に従った構成となっている。

機構が行う事業に関して、年度ごとの計画、実施、ならびに諸事業にかかわる予算とその執行、及び決算の管理は理事会が行うが、機構の運営と評価事業の円滑な実施にかかわる諸問題に対処する委員会として、理事会の下に運営委員会をおいている。運営委員会の任務としては、運営委員会運営規則第 2 条に以下の事項を所掌することを定めている。

- (1) 機構の運営に関する事項
- (2) 機構の総務・財務に関する事項
- (3) 機構の広報に関する事項
- (4) 薬学教育における国際対応に関する事項
- (5) 機構における評価事業の円滑な実施に関する事項

運営委員会の下には、機構組織図に示されるように、総務・財務委員会、広報委員会、国際対応委員会などの専門委員会が整備され、任務の遂行に努めている。なお、機構の自己点検・評価委員会が、平成 30 年度に理事会の下に発足し、第 1 期の評価に対する点検・評価を行うことになった。

基準 管理 1-②

管理・運営を担う理事会及び関係委員会では、理事会運営規則及び運営委員会運営規則に従って、それぞれの目的と分掌に沿って業務が執行されている。

理事会は、年 2 回の通常理事会に加え、時機に応じたテーマで臨時理事会を開催している。5 月開催の通常理事会では、主に前年度の事業報告(案)及び決算報告、また 3 月開催の通常理事会では、主に次年度事業計画(案)及び予算(案)に関する審議を行う。それぞれの審議内容は、6 月開催の定時社員総会に議案として提案され、承認を受けて機構の事業が実行されている。

運営委員会は、理事長を委員長とし、専門委員会の委員長・副委員長と理事会が必要と認めた者で構成されている。通常理事会開催の数週間前に開催され、理事会で協議する議題の整理等を行っているほか、機構に関する種々の話題に関して、情報共有が行われ、必要に応じて理事会に提案を行っている。

運営委員会の了承のもと、運営委員会の下におかれた専門委員会が具体的な業務を企画し、実施しており、実施状況は適宜運営委員会に報告されている。機構設立当初は総務・財務委員会、広報委員会、国際対応委員会に加えて、評価実施員を養成するための評価者研修委員会がおかれたが、平成 26 年度から、評価者研修委員会の事業は、評価事業を実際に執行する評価委員会にその役割を引き継ぐこととした。したがって 2019 年度現在は 3 委員会体制となっている。

以上のことから、本機構で計画された事業に関しては、規程に基づいて構築された管理運営体制によって適切に執行されており、これまでは概ねその体制が機能していると考えている。しかし今後は、自己点検評価委員会による点検・評価の結果に基づいた適切な改善を行う予定である。

各事業年度の委員会活動ならびに評価事業の実施状況などは、年度ごとの事業報告書に記載し、社員総会で報告している。

基準 管理 1-③

管理運営の体制を必要に応じて検証し、改善する組織的な検証・改善体制は、十分といえる状況にはなく、評価事業に関する課題収集と見直しを継続的に理事会および各委員会が実施してきた。平成 30 年に自己点検・評価委員会の設置が理事長から提案され、その発足とともに、自己点検・評価委員会規則が運営委員会から理事会に上程され、検証とそれに基づく改善の組織と規則が整備された。

評価事業を実施するための各種委員会の体制に関しては、2017 年度の理事会において、機構組織の関係性の不明瞭さを指摘する意見も出たことから、組織図の見直しについて、理事会によって運営委員会ほか複数の委員会の意見聴取が行われた。

一方、再任が繰返されていた理事の存在を解消するため、広く社員から理事候補を求めることとし、2019 年度の役員改選を機に従来の選出方法を一部変更して行った。具体的には、これまで定時社員総会当日に行っていた理事及び監事候補者の提示と選出を、社員総会前に行うことにし、候補者選びに一定時間を確保することで、社員が適当な人材に投票できるようにした。また、候補者の情報が少ないとの批判には、理事候補者名簿に教育活動を含めた履歴などの情報を提供することで応えた。その結果、第 1 号理事（大学）と第 3 号（理事（学識経験者））においては半数が交代となった。しかし、事前投票の手続き等について社員全体に対して十分に広報がなされなかったこと、選挙規則等が定められていなかったことに関しては、次回に向けての課題となっている。

評価事業に関連して、総合評価評議会の発議により、評価事業基本規則にかかわる組織の見直し、ならびに、薬学教育評価実施要綱と教育評価実施規則の内容の重

複を整理することを目的として 2017 年度に薬学評価基本規則の再検討が行われた。これを受けて、理事会で組織図の見直しと評価事業基本規則の改正が行われるなど、必要に応じた組織の点検・検証が委員会レベルで行われ、諸規則に則り、理事会、あるいは運営委員会が改善に着手する意思決定を行う体制が機能している。また、年度末の決算報告にあたり、2名の監事から、会計監査、ならびに業務監査を受け、毎年度の監査報告はホームページで公開している。この監査時に、事業の実施状況について事業報告に基づいてアドバイスを受けている。

しかしながら、管理運営体制の機能性については、事務局内においても運営委員会の開催が十分でなく、運営委員会の機能が十分に発揮されていない状況にあることが指摘されている。その結果として、理事会、ならびに評価事業を支援する事務局が管理運営の中心となっている状況にある。

[点検・評価]

管理・運営の体制は関係規則に定められているように構築されており、それぞれの目的に沿って業務が施行されている。しかしながら、運営委員会の開催が十分でなく、理事会、ならびに評価事業を支援する事務局が主に原案の整理など管理運営の中心的な支えとなっている状況にある。また、事務局の運営規則等が整備されておらず、速やかな策定が必要である。

機構の運営に社員の声が十分に反映されていないとの指摘に應えるため、2019年度の役員改選を機に従来の選出方法を一部替えて行った。具体的には、理事及び監事候補者の提示と投票を社員総会前に行うことにし、社員が適当な人材に投票できるようにした。また、理事候補者名簿に教育活動を含めた履歴などの情報を提供した。その結果、第1号理事（大学）と第3号理事（学識経験者）においては半数が交代となった。しかし、役員選挙の方法等に関する広報が不十分であったことによる理事選出の過程の不透明さ、選挙規則等が定められていなかったことに関しては、課題となっている。

[問題点]

(i) 自己点検・評価による問題点

[点検・評価]からは次の問題点が挙げられている。

- ・ 運営委員会が十分に機能しているとは言えない。
- ・ 事務局が管理運営の中心となっている状況がある。
- ・ 役員選挙の方法等に関する広報が不十分なため、理事選出の過程が不透明である。
- ・ 役員選出のための候補者の選挙規則等が定められていなかった。

(ii) 今回のアンケートの記述に書かれた問題点

今回の社員対象のアンケート調査からは、社員の意見が機構の運営に反映されていないことから、理事会の構成員や理事の選出に関して以下の意見が寄せられた。

- ・ 理事に国公立大学の教員が少ない。
- ・ 理事選考の際、候補者の履歴、活動などの情報が不足している。
- ・ 理事選出の過程が不透明である。

[改善計画]

管理運営に関する問題点について、以下の改善を計画する。

- ・ 運営委員会の下部3委員会の役割の見直しを行う。
- ・ 運営委員会の活性化を図るために、理事会がその役割を再確認し、個々の役割を担う責任者として業務担当理事を置き、業務担当理事が運営委員会の構成員となって管理・運営の企画から実施までをつかさどることができる体制の再構築を行う。
- ・ 役員候補者の推薦・選挙等に関する規則等を策定する。
- ・ 役員選任の方法等について、社員に対して十分周知する。

Ⅲ－２－２． 事務局体制

基準 管理 2-① 事務局の体制が評価事業を円滑に行う上で適切に整備され、機能していること。

基準 管理 2-② 必要に応じて検証し、改善していること。

[現状]

基準 管理 2-①

機構の事務局は、社員総会、理事会、運営委員会等の会議の支援と、予算の適正な執行などを担うだけでなく、評価作業を円滑に行うために、評価チーム、評価委員会、総合評価評議会の評価活動も支援する必要がある。このため、事務局に主に機構の管理運営を担当する常勤職員 2 名と、社員大学の第三者評価に関する業務を主として担当する常勤事務職員 3 名を配している。そのほかに、評価作業の支援と機構の管理運営にもかかわる事務を担当する嘱託常勤職員 3 名、ならびに毎年度評価実施員（評価チーム）に助言と支援を行う非常勤の特別研究員 3～6 名が、本評価を受審する大学及び、評価継続となった大学を担当している。

事務局の運営に関しては、事務局運営規則等が 2019 年度の理事会で策定された。

2013（平成 25）年から 2019 年度までの受審大学数と事務局員の人員の増減を表Ⅲ－２－２－１に示す。

表Ⅲ－２－２－１ 受審大学数及び事務局員・特別研究員の人数（2010 年～2019 年）

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
	(平成25)	(平成26)	(平成27)	(平成28)	(平成29)	(平成30)	(平成31)
【受審校数】							
本評価（校数）	3	10	11	11	13	13	13
再評価（校数）	—	—	—	—	1	1	1
改善報告報告（校数）	—	—	—	—	4	11	9
但し書き報告（校数）	—	—	2	3	4	4	2
評価 計	3	10	13	14	22	29	25
【事務局内／人的資源（名）】							
事務局員（評価担当正職員）	1	2	2	3	3	3	3
事務局員（管理運営担当正職員）	1	1	2	2	2	2	2
事務局員（嘱託、教員OB）	2	2	3	3	3	3	3
特別研究員	3	4	4	5	5	6	4
人数 合計	7	9	11	13	13	14	12

事務局の人員体制については、事業遂行に必要な人員確保を計画的に実施している。上表から明らかなように第三者評価の当初 3 名で開始したが、受審校数の増加に合わせて、事務量が増えることを予測して事務職員と特別研究員を前倒しして採用してきた。また、既受審校から 3 年後に提出される「提言に対する改善報告書」

の審査が2017（平成29）年度から始まるのを受けて、2016（平成28）年度に特別研究員を補充し、事業の円滑な実施に向けてその準備に努めた。このように、年間最大13校の受審に合わせるべく各年度の業務量に合わせた人員を確保してきたが、受審校数が1期7年間で平準ではなく（表Ⅲ-2-2-1）、第2期の評価を開始する年度には再び3校にまで減少することから、財務を含めた事業計画を立てることが難しいという問題を抱えている。さらに新設校が増える状況にあることから、年間受審校数の平準化などの検討が必要である。

基準 管理2-②

第1期では、機構の事業そのものが全て初めて経験するものばかりで、第三者評価の円滑な実施に向けて、総合評価評議会以下、評価委員会、基準・要綱検討委員会の活動への支援を第一に努めてきた。しかし、一方で事務局体制に関する適切性・効果の検証と改善への取り組みについては、十分でなかったことは反省すべき点である。一例として、2018年度に機構の自己点検・評価委員会を発足させ、各委員会・事務局で第1期事業の点検を開始したが、その中で事務局運営規則等の不備が指摘され、その策定が急ぎ行われた。今後は、恒常的な体制の検証と、より迅速な改善への対応に努めていく必要がある。

[点検・評価]

第1期の7年間でようやく事業の内容も把握でき、それに合わせた事務局の体制が固まってきた。各委員会への支援も一応十分に事務局としての役割を果たせたものと評価している。しかし、目の前の業務を遂行するのが精一杯で、事務局運営規則の策定など、手つかずのものがあつたことも事実である。第2期事業がより充実したものになるためには、機構における自己点検・評価体制に基づき、恒常的な体制の検証と、より迅速な改善への対応に努めていく必要がある。

[問題点]

(i) 自己点検・評価による問題点

- ・ 受審校数が1期7年間で平準化していないことにより、財務を含めた事業計画を立てにくい。

(ii) 今回のアンケートの記述に書かれた問題点

受審した大学から事務局に対して、「一部、（受審中、事務局からの）指示に矛盾した点があり対応に苦慮したが、全体的に真摯に対応いただいた」との評価が寄せられた。一方で、嘱託事務局員（元薬学部教員）の役割に対して、次のような意見も寄せられた。

- ・ 事務方の経歴を考えると評価実施員との区別が明確ではない。適正かつ公正な評価を行うための事務組織の充実をお願いしたい。

[改善計画]

(問題点)

- ・ 年間受審校数が平準ではなく、年度毎の事業計画を立てにくい。

(改善計画)

今後さらに薬学部の新設が予想される中、第2期及び第3期に向けて年間受審校数の平準化について具体策を評価関連委員会で計画する。

Ⅲ－２－３． 財務

- 基準 管理 3-① 収支予算が適切に作成され、執行されていること。
- 基準 管理 3-② 財産管理が適切に行われていること。
- 基準 管理 3-③ 法人の財務状況の監査を定期的に行っていること。
- 基準 管理 3-④ 監査結果を社団法人として、社員ならびに社会に公表していること。

[現状]

基準 管理 3-①

本機構の収支予算案は、総務・財務委員会が次年度事業計画（案）とそれに基づく予算（案）を作成、運営員会での議論を経て理事会に上程され、承認されている。実際には経理を預かっている事務局が両原案を作成し、総務・財務委員会が吟味している。予算額に関しては、前年度決算額を参考に、事業計画の規模に合わせて配分している。両案共に定時社員総会で承認を受けて執行されている。

予算の執行は、経理業務処理を委託している新星パートナーズ会計事務所に毎月会計帳簿の点検を受けることで適正であることを確認している。

第1期の評価手数料と年会費の金額設定の経緯は次のようである。評価事業が開始される1年前の2012（平成24）年に、当時60万円だった年会費が80万円に増額された。理由は、第1期7年間の各年度に受審する大学数が年度ごとに増加することによって機構維持の事務処理経費が増加するため、単年度で収支バランスを図ることが難しく、7年間全体で図ることにした。それを前提に事務局で収支を試算した結果、収入の増額が必要であることが分かった。また、事務の専門家を事務局員として導入することも急務であり、その給与の確保も併せて、そこで、評価手数料を大学基準協会等の他評価機関の額を参考にして300万円に設定した上で、年会費を20万円増額して80万円にすることを社員総会で決定した。

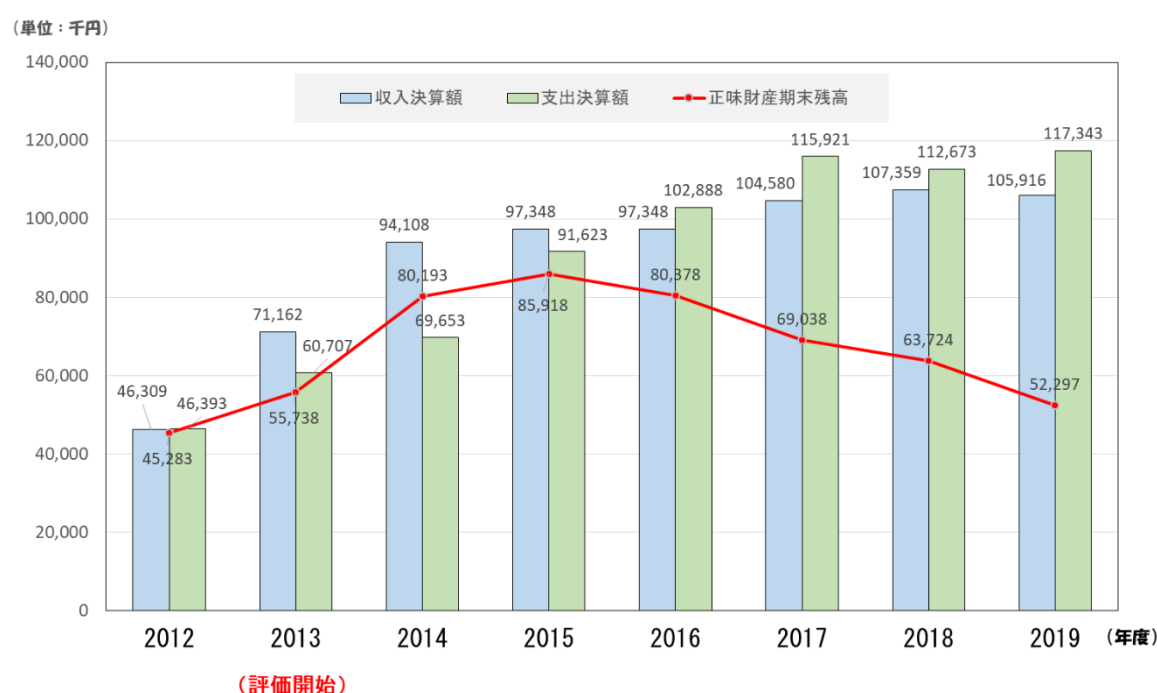
2013（平成25）年度には正味財産期首残高約4千6百万円で評価事業を開始した。財政規模としては年間約1億円である。その内訳として、収入は年会費及び評価手数料から、支出は事業費及び管理費として運営している。

表Ⅲ－２－２－１（第1期7年間における事務局員・特別研究員の員数と受審大学数）を再掲し、図Ⅲ－２－３－１（収支及び正味財産期末残高の推移）を示した。この表と図から、第1期7年間における事務局員・特別研究員の員数と受審大学数、および収支及び正味財産期末残高、本機構の第期の財務状況は、第三者評価を開始した最初の3年間は、受審校数が少ないために評価手数料の収入が少ないが、人員体制も受審大学数に合わせたため支出も少ないため、結果として収入が支出を上回って正味財産が増加している。しかし、4年目の2015年度以降（受審大学数11）は、支出が収入を上回り、その赤字分を正味財産から補填することになったため、徐々に正味財産が減少し、2019年度末では、第三者評価開始時の正味財産

期首残高を若干上回る額（5千2百万円）が確保（内部留保）できる見込みにとどまったことが示されている（2019年度は予算額）。

表Ⅲ－２－２－１ 事務局員・特別研究員の人数（2013～2019年）再掲

年度（西暦）	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
事務局員（評価担当正職員）	1	2	2	3	3	3	3
事務局員（管理運営担当正職員）	1	1	2	2	2	2	2
事務局員（嘱託、教員OB）	2	2	3	3	3	3	3
特別研究員	3	4	4	5	5	6	4
人数 合計	7	9	11	13	13	14	12



図Ⅲ－２－３－１ 第1期7年間における収支金額及び正味財産期末残高の年次推移（2013～2019年）

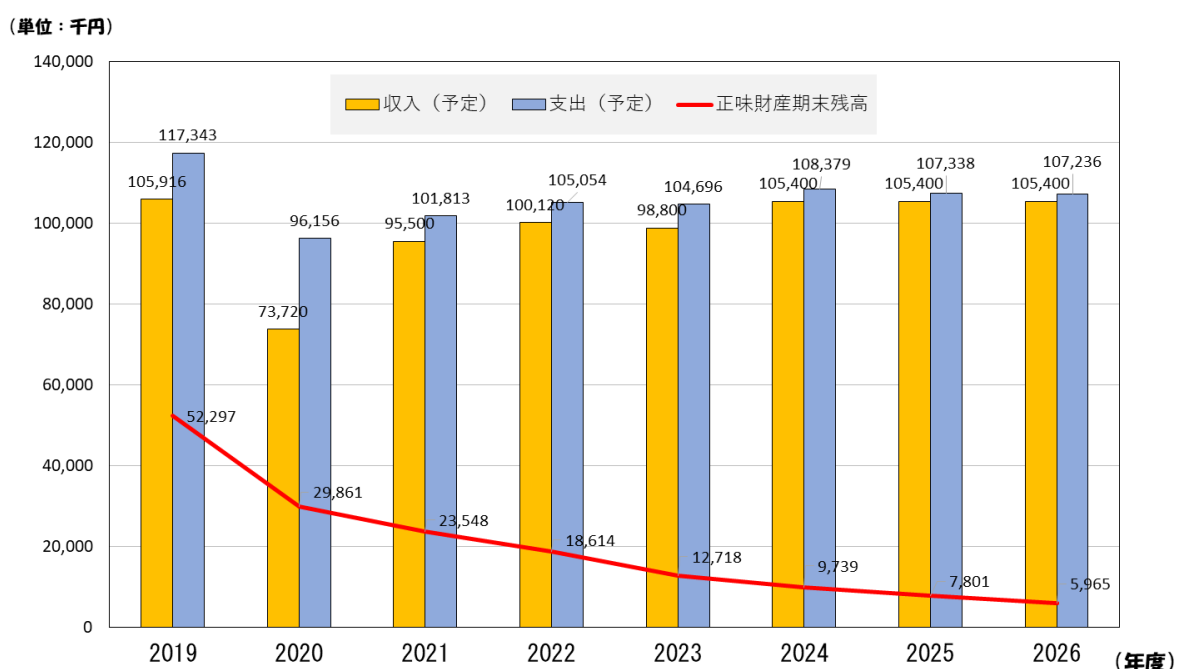
しかしながら、第2期では第1期の開始時にはなかった、後述する支出の増因があるため、第2期に向けては抜本的な経費の削減策が必要となる。

支出増因の一つは第三者評価の重要なツールとなっている「薬学教育評価管理システム」（WEB 会議用の PC ソフトウェア）の第2期評価基準に合わせた改修である。この他に、第1期の評価で、大学に指摘した改善すべき点に対する各大学の対応が「提言に対する改善報告」として5年目から提出されるため、その審査のための会議が第2期開始から新たな業務と、その費用が加わっている。また、開始当初受審校数3校に合わせて確保した事務局員・特別研究員の体制であった人件費が、

第2期では開始時から受審13校に対応する人員体制に対応する人件費となることである。

第2期7年間の財務状況について、第1期と同様に試算した結果、7年間の累積赤字が約4千万円超となる予想が出ており（図Ⅲ-2-3-2）、年平均で約6百万円の経費の節減が必要であることを示唆している。

その内容を吟味すると、評価チーム会議や評価委員会などの会議開催費、特に関係者への旅費が大きな割合を占めていることから、評価に係る委員会経費等の抜本的な節減対策を立てる必要がある。



図Ⅲ-2-3-2 第2期7年間における収支金額及び正味財産期末残高の年次推移（2020～2026年。但し、2019年度は第1期の図Ⅲ-2-3-1と重複）

基準 管理3-②

本機構の財産については、固定資産台帳を基に、毎年決算前に事務局で点検し、確認している。また、預貯金（現金を含む）については、毎月の経理事務所による会計帳簿の点検のほか、年1回の決算時に監査役2名から通帳（現金を含む）の監査を受けることで適正であることを確認している。

基準 管理3-③

本機構では経理業務の委託先である新星パートナーズ会計事務所に決算報告書案の作成も依頼している。毎年5月の決算時に監査を行うが、監査役2名に対して事務局から決算報告書案を基に事業報告を行い、質疑応答を行っている。また、監

査役2名で決算報告書(事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等)及び預貯金(現金を含む)の確認をし、同時に財務状況に関して改善すべき点などの助言が事務局になされている。監事から機構への助言に関しては、支出超の予算を組むことになった2017年度の監査時には、冊子体で社員等に配布していた「薬学教育(6年制)評価 結果報告書」や「薬学教育評価ハンドブック」をホームページからのダウンロードに切り替えることで経費の節減を図ること、また2018年度の監査時には第1期7年間の財務状況を試算して正味財産期末残高を把握しておくこと、また第2期における収支の推移を試算することの助言を受けている。このように財務状況の監査は定期的に行われている。

基準 管理3-④

社員総会で承認された年度ごとの事業計画書及び予算、ならびに事業報告書・決算報告書・監査報告書は、対応する議事録と共に、機構のホームページに掲載し、社員ならびに社会に公表している。

[点検・評価]

収支予算が適切に作成され、執行されていること、財産管理が適切に行われていること、法人の財務状況の監査を定期的に行っていること、監査結果を社団法人として、社員ならびに社会に公表していることなど、自己点検・評価の基準が求めていることについて十分に実施されている。しかし、予算の執行に関する長期的な状況判断が十分ではなく、第2期の財政予測からは厳しい状況が示唆され、経費の節減など財政改善計画が求められている。

[問題点]

(i) 自己点検・評価による問題点

- ・ 第2期の7年間では、第1期になかった支出の増加要因があり、大幅な累積赤字が予想される。

(ii) 今回のアンケートの記述に書かれた問題点

社員対象のアンケート調査からは、評価チームの作業の実態からみて、評価手数料は安すぎるという意見がある一方で、国公立大学を中心に、年会費・評価手数料が高すぎるとの指摘が多数あり、値下げの要求があった。その改善策として、入学定員(学生)数に応じた多段階の年会費にする、評価実施員を4名に減員するなど、具体的な提案が多数寄せられた。

以下に主な意見を記す。

[実態からみて手数料が安すぎる]

- ・ 評価、点検にかかわる時間等、実施員への負担が大きすぎることを考えると、評価手数料が低すぎる。

[国公立大学を中心に年会費の減額の要求]

- ・ 現在の国公立大学の予算を考えると、年会費（80万円）、評価手数料（300万円、税抜き）、入会金（90万円）が極めて高額であり、減額を要求。年会費・評価手数料は50万円程度が妥当か？
- ・ 私立大学にとってもかなりの負担である。半分の400,000円程度が妥当

[経費削減のための提案]

- ・ 全ての大学一律ではなく、社員の年収に当たる薬学科（6年制）の入学定員（学生）数に応じた多段階の年会費制を検討すべき。
- ・ 各種委員の削減を図るなどより簡素化して組織のスリム化に努力すべき。
- ・ 評価にあたる実施員の旅費などの経費を軽減するために、評価人数を減らす、評価者研修を1泊2日ではなく1日にしたりすることによって減額は可能。
- ・ より簡素で効率的な評価を目指すべき。
- ・ 7年周期の評価を、10年周期にすれば、年会費は減らすことができるのではないかと。
- ・ 評価チームが遠方の大学を担当する制度を見直すなどの方法（交通費の節約と同時に前泊が不要となる評価委員もいるのではないかと）で評価手数料も減額が可能であると思われます。
- ・ 国が予算化してもよいのではないかと。

このように社員からは会費や手数料の減額が強く求められている。しかし、先に述べたように、現状のままでは第2期収支では大幅な支出超が予測されるため、経費の節減が止む無くなっていることから、社員には会費等の値下げには至らない理由を十分に説明し、理解を求めていくことが重要である。

[改善計画]

第2期に向けて、財務状況の悪化を改善するための経費節減策を早急に立て、実施する。

Ⅲ－２－４． 情報公開

基準 管理４－① 本機構に関する情報公開がなされていること。

[現状]

基準 管理４－①

機構のコンプライアンスの向上と、評価プロセスの透明性、評価結果の公正性を高める目的で、「薬学教育評価 実施要綱」に情報公開を行うことを規定し、第三者評価のプロセスに関わる評価基準、実施要綱、実施規則などの諸規則、ならびに評価事業に係わる提出書類の様式をホームページ上で公開している。また、これらの規則とともに、書面調査で用いる自己点検・評価書及び基礎資料の様式等とともにハンドブックに掲載して受審大学ならびに社員に配布している。評価結果は、評価結果報告書とともに受審大学に送付されるが、ホームページには、評価結果報告書とともに、受審大学から提出された自己点検・評価書と基礎資料を同時に公表している。

しかし、本機構の定款や第三者評価の結果についてはホームページで見つけやすい位置にあるが、そのほかの規則等に関しては、より探しやすくなるように画面構成に工夫が必要である。

情報開示の請求に対しては、原則として開示することを規則に定めている。

また、評価の公正性を高めるため、Ⅲ－１－３で記述したように評価のプロセスにおいて、書面調査の前の段階で提出書類のチェックを行い、評価チーム報告書案を通じて受審大学に質問して回答を求める機会、訪問調査、評価委員会案に対する意見申立ての機会、評価結果に対する異議申立ての機会を設けている。

[点検・評価]

本機構に関する情報公開は十分になされているが、ホームページ上、一部の規則等を検索しにくい構成となっており、再点検して画面構成などを改善する必要がある。

[問題点]

(i) 自己点検・評価による問題点

- ・ 一部の規則等がホームページでは見つけにくい構成となっているので、広報担当者と連携して再点検し、画面構成などを改善する必要がある。

(ii) 今回のアンケートの記述に書かれた問題点

特になし

[改善計画]

広報担当者と連携してホームページの画面構成を再点検し、機構の規則等の検索を容易にする。

Ⅲ－２－５． 国際化

基準 管理 5-① 国際化に関わる取り組みがなされていること。

[現状]

基準 管理 5-①

機構における国際化に関わる取組を検討する組織として、教育評価に関する情報収集・提供を含む国際交流への対応にあたるために、運営委員会の下部組織として、国際対応委員会が設置されている。国際対応委員会が果たすべき任務として、以下のような事項が定められている。

- (1) 機構広報用の英語版パンフレットの作成
- (2) 英語版ホームページの作成・更新
- (3) 国際学会への委員派遣
- (4) その他、機構の国際交流に係る事項

国際対応委員会は、上記の任務を果たすべく、機構の活動を海外に発信すること、海外の薬学教育プログラムの評価に関わる研究動向、ならびに薬剤師の学位取得に関わる薬学教育評価機関の動向を把握することに努めている。

第1期の期間に国際対応委員会は下記の活動を行った。主に FIP(The International Pharmaceutical Federation)、AASP への委員の派遣と発表、第1期「薬学教育評価 評価基準(平成23年10月)」の英語化と AASP(Asian Association of Schools of Pharmacy) での発表、薬学教育に関する論文発表等である。以下、活動の概要を年度ごとにまとめる。

2014 年度

国際対応委員会委員の海外派遣を実施した。

- ・ 3rd AASP Deans Forum in Tokyo に招待され、日本の薬学教育評価制度について講演「Accreditation for pharmaceutical education in Japan」した(小澤委員:2014年6月)。

2015 年度

国際対応委員会委員の海外派遣を実施した。

- ・ Symposium of Accreditation for Pharmaceutical Education in Korea に招待され、日本の薬学教育評価制度について講演「Accreditation for pharmaceutical education in Japan」した(小澤委員:2015年5月)。
- ・ 7th AASP in Taipei に招待され、日本の薬学教育評価制度について講演「Accreditation for pharmaceutical education in Japan」し、パネルディスカッションで各国の評価システムについて意見交換した(小澤委員:2015年10月)。

2016 年度

国際対応委員会委員の海外派遣を実施した。

- ・ FIP への派遣と情報収集（黒澤委員）
FIP World Congress (FIP 2016), 8/27-8/29 (2016), Buenosaires, Argentina.
- ・ 台湾国立大学との情報交換（小澤委員）
訪問先大学名：Graduate Institute of Clinical Pharmacy, School of Pharmacy, College of Medicine, National Taiwan University
期間（期日）：2016年12月22日～25日
意見交換者：Dr. Fe-Lin Lin Wu
内容：薬学教育評価ならびに教育システムについての意見交換を行った。

2018 年度

国際対応委員会委員の海外派遣、評価基準の英語化を実施し、本評価機構システムの国際比較に関する論文を発表した。

- ・ 5th AASP Deans Forum in Macau に招待され、日本の薬学教育評価制度について講演「Progress of Pharmacy Education in Japan - MODEL CORE CURRICULUM FOR PHARMACY EDUCATION and THE EVALUATION STANDARDS-」した（小澤委員：2018年7月）。
- ・ 第1期「薬学教育評価 評価基準（平成23年10月）」の英語版を完成させ、機構の英文ホームページにアップした（2018年6月）。
- ・ FIPに黒澤委員を派遣、本機構の評価基準に関してポスター発表した（2018年9月）。
Nahoko Kurosawa, Yutaka Kirino, Takemi Yoshida, Hiroshi Homma, Hitoshi Sasaki, Tomohisa Yasuhara, Koichiro Ozawa, “English version of the revised Pharmacy Education Model Core-Curriculum in Japan and its introduction to the world, International Committee, Japan Accreditation Board for Pharmaceutical Education, Japan,” FIP World Congress (FIP 2018), Glasgow, UK.
- ・ 第1期薬学教育評価 評価基準（平成23年10月）英語版に関する論文が下記学会誌に収載された。
Koichiro Ozawa, Progress of Pharmacy Education in Japan -MODEL CORE CURRICULUM FOR PHARMACY EDUCATION and THE EVALUATION STANDARDS, JAASP, Vol. 7, pp. 8-14, (2018).
- ・ 本評価機構のシステムを諸外国での現状と比較した論文が、下記学会誌に収載された。
薬学教育の国際的な評価の動向, 大学評価研究, vol.17, 67-75 (2018) .

2019 年度

- ・ 委員会の自己点検・評価を行い、自己点検・評価書を作成した。

- ・ 第 2 期「薬学教育評価 評価基準（平成 30 年 1 月）」の英語化の検討を開始した。

[点検・評価]

上記のように、2014 年度からの 5 年間で合計 7 回、国際対応委員会委員を海外へ派遣し、本評価機構のシステムなどについての情報を発信した。さらに、海外への情報発信として重要なコンテンツである第 1 期の「薬学教育評価 評価基準（平成 23 年 10 月）」の英文化を 2018 年度に完了させてホームページにて公開し、論文として JAASP に投稿した。また、この JAASP に加え、本評価機構の現状と国際的評価の動向に関する論文として国内誌 1 報に発表した。これらのことから、海外への情報発信は十分とは言えないながらも着実に遂行されたと考えられる。その一方、委員会活動が国際学会での発表等が中心となり、委員会の開催回数が少なく、委員会としての対応は不十分であった。また、情報発信のツールとなるべき、英文ホームページの更新が適切になされていなかった。また、学会や情報交換などはアジア諸国との交流が中心となっており、欧米諸国との交流は、5th AASP Deans Forum in Macau のシンポジウムでの交流にとどまった。

[問題点]

今後、英文ホームページの内容の充実と定期的な更新を行う必要がある。また、第 2 期「薬学教育評価 評価基準（平成 30 年 1 月）」の英文版を作成する必要がある。さらに、アジア諸国との交流に加え、欧米諸国との交流を推進させる必要がある。

Ⅲ－２－６． 広報

基準 管理 6-① 機構の活動に関わる広報がなされていること。

[現状]

基準 管理 6-①

広報委員会（2009年6月12日設置）の目的と任務は、運営委員会運営規則第13条ならびに第14条に、以下のように定められている。

（目的）

「機構の評価活動を広く一般社会に対して公表するとともに、薬学教育の充実・向上を図るために調査研究を行う。」

（任務）

広報委員会の任務

- （１） 機構の広報用パンフレットの作成と配布
- （２） 公開シンポジウムの開催
- （３） ホームページの作成・更新
- （４） 一般消費者、薬科大学・薬学部教員ならびに学生、病院・薬局薬剤師、薬業界企業人に対して行うアンケートの作成・処理
- （５） その他、機構の広報に係る活動

広報委員会のこれまでの活動を、運営規則に定められた上記の任務にしたがって記載する。

（１） 機構の広報用パンフレットの作成と配布

2009年度

- ・薬学教育評価機構紹介用パンフレット（初版、16頁）を作製し、社員、関連団体等に配布した。

2012年度

- ・パンフレットの改訂・第2版の作成と配布
平成25年度から開始する本評価に沿った内容に改訂したパンフレット（第2版）を4,000部作成し、社員ならびに関係団体に配布した。

2016年度

- ・パンフレットの改訂（第3版）・配布
機構の評価事業開始前に作成したパンフレットの内容を、評価事業の現状に合わせて改訂し、第3版（4,000部）を作成し、社員、ならびに、大学基準協会、日本技術者教育認定機構、大学支援学位授与機構、薬剤師認定制度認証機構、および、高等学校（理系に強い学校を中心に500校）に送付した。

(2) 公開シンポジウムの開催

2009 年度

- ・ 設立記念市民公開シンポジウム開催（平成 21 年 12 月 18 日 有楽町朝日ホール）

日本薬剤師研修センター研修受講シール付与講座とし、高校生を含む 165 名が参加した。

(3) ホームページの作成・更新

- ・ 毎年度の評価結果報告書の公表、評価作業で用いる基準ならびに各種の様式を公表した。

(4) 一般消費者、薬科大学・薬学部教員ならびに学生、病院・薬局薬剤師、薬業界企業人に対して行うアンケートの作成・処理

2019 年度

- ・ 社員に対するアンケート調査を行った（自己点検・評価委員会）。

(5) 機構の広報に係る活動

以下に、広報委員会として独自の活動ではないものも含めて、機構の広報に関する活動をまとめた（上記と重複するものを含む）。

2008 年度

- ・ 一般社団法人 薬学教育評価機構 第三者評価全国説明会の実施。
2009（平成 21）年 1 月 13 日 13:00～16:30 長井記念ホール（東京）。
2009（平成 21）年 1 月 15 日 13:00～16:30 京都薬科大学（京都）。

2009 年度

- ・ 設立記念市民公開シンポジウム開催。
- ・ 薬学教育評価機構紹介用パンフレットを製作し、社員、関連団体等に配布した。
- ・ 日本薬学会第 130 年会（岡山）一般シンポジウム S02
平成 22 年（2010 年）3 月 28 日 コンベンションセンター（岡山）コンベンションホール、「薬学教育新制度～共用試験、第三者評価、薬剤師国家試験～」

2010 年度

- ・ 第 1 回薬学教育評価者セミナー
平成 22 年（2010 年）8 月 31 日 10:30～16:30
慶應義塾大学薬学部芝共立キャンパス（東京）。

2011 年度

- ・ 「薬学教育評価ハンドブック」を全薬系大学ならびに薬学教育関連団体・関係者、社員に配付。
- ・ 日本薬学会第 132 年会（札幌）一般シンポジウム (S20)。
平成 24 年（2012 年）3 月 30 日 北海道大学 高等教育推進機構 E214。
小林静子、「6 年制薬学教育プログラムの第三者評価～トライアルから本評価へ～」要旨集 (S20)。

2012 年度

- ・薬学教育評価機構紹介用パンフレットの改訂（第 2 版）・配布。
- ・第二回高等教育質保証学会大会
2012 年 8 月 25 日（土）（東大駒場キャンパス）にて機構を紹介する内容のポスター発表を行った。

2012 年度（～2016 年度まで）

- ・「四国の薬学プロジェクト（文部科学省・大学間連携共同教育推進事業「四国の全薬学部の連携・共同による薬学教育改革」プロジェクト）」の外部評価委員会（委員には、四国 4 県の県教育委員会の代表者、および、高校教員を含む）において、機構のパンフレットと当該年度評価報告書の抜粋を配布した。（桐野豊）

2013 年度

以下の学会等で機構の活動報告を行った。

- ・日本医学教育学会 45 周年記念 公開シンポジウム。

2013 年 7 月 28 日 千葉大学

小林静子、「患者さんの役に立つ薬剤師養成に貢献できる評価を目指して」。

- ・第 156 回日本獣医学会学術集会。

2013 年 9 月 22 日 岐阜大学

戸部 徹、「患者さんの役に立つ薬剤師養成に貢献できる評価を目指して」。

2014 年度

- ・日本薬学会第 134 年会（熊本）一般シンポジウム S32。

2014 年 3 月 29 日 熊本大学黒髪キャンパス

「学部主導型薬学教育改革を目指して-第三者評価視点からみた教育改革-

以下の学会等で講演を行った。

- ・平成 25 年度大学改革推進事業「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」プログラム公開シンポジウム。

東京医科歯科大学医歯学教育システム研究センター

公開シンポジウム「国際基準に対応した医学教育認証制度の確立」

2014 年 2 月 20 日 東京医科歯科大学 鈴木章夫記念講堂

井上圭三、「6 年制薬学教育の評価—その成り立ちと現状—」（特別講演）

2016 年度

- ・薬学教育評価機構紹介用パンフレットの改訂（第 3 版）。
- ・以下の学会でシンポジウムを行った。
- ・日本薬学会第 137 年会（仙台）一般シンポジウム。
2017 年 3 月 27 日 仙台国際センター
「薬学教育第三者評価による薬学 6 年制教育の検証と質保証に向けた今後の在り方」（日本薬学会第 137 年会 要旨集 S51）。

2017 年度

以下の項目について広報委員会で協議した。

- ・ 広報委員会議事録（2017年7月24日）。
- ・ 高校生に向けた具体的な広報方法案（高校生向けのホームページの作成）など検討する。
- ・ 日本薬学会など、教育関連団体との協同した広報案を検討する。
- ・ 教育関係会社（ベネッセ、河合塾）に広報物の作成依頼を検討する。
- ・ 第2期薬学教育評価基準に関する説明会（基準・要綱検討委員会）。

2018年度

- ・ 第2期薬学教育評価基準に関する説明会

2018年3月20日長井記念ホール

中村明弘、「第2期薬学教育評価基準について」

また、以下の学会等で報告・シンポジウムに参加した。

- ・ 高等教育質保証学会第8回大会。

2018年8月25日、26日、中央大学後楽園キャンパス（東京）

中村明弘ほか 「薬学教育分野別評価の現状と課題」

高等教育質保証学会第8回大会発表要旨集録 pp.119-120.

- ・ 高等教育質保証学会第8回大会。

- ・ 2018年8月25日、26日、中央大学後楽園キャンパス（東京）

橋本孝志（本機構アドバイザー）「認証評価における分野別評価の考え方－大学評価と分野別評価との役割分担と今後の課題－」

高等教育質保証学会第8回大会発表要旨集録 pp.77-78.

- ・ 第3回日本薬学教育学会大会 シンポジウム。

2018年9月1日、昭和大学 上條講堂（東京）

長谷川洋一、「薬学教育の質保証の現在と未来－大学評価の現場から－」

第3回日本薬学教育学会大会 シンポジウム，S1-3.

- ・ 第3回日本薬学教育学会大会 シンポジウム。

2018年9月1日、昭和大学 上條講堂（東京）

橋本孝志（本機構アドバイザー）、「薬学教育改革の現在と未来－大学評価の現場から－」

第3回日本薬学教育学会大会 シンポジウム，S1-4.

この他、本機構の薬学教育プログラムの評価事業に関連する文献記録を末尾にまとめた（資料IV-2）。

[点検・評価]

- (1) 機構の広報用パンフレットの作成は、初版、第2版、第3版を作製し、関係諸機関に配布した。2020年度には、第4版を作成する予定で、準備を整えている。

- (2) 公開シンポジウムは1回の開催にとどまったが、費用対効果等の観点から、より有効な広報の方策を考えてきた。
- (3) ホームページの作成・更新は、随時、適切に行ってきた。
- (4) 一般消費者、薬科大学・薬学部教員ならびに学生、病院・薬局薬剤師、薬業界企業人に対して行うアンケートの作成・処理：2019年度に、自己点検・評価委員会が設置され、社員に対するアンケート調査を実施した。一般消費者、学生、病院・薬局薬剤師、薬業界企業人に対しては未実施である。有効な方策を考えていく必要がある。
- (5) その他、機構の広報に係る活動：これらの活動は、目的をほぼ達成しているとは評価できる。しかしながら、社員、薬学関係者、および医療関係者を対象とするものがほとんどである。

一方、一般消費者や学生に対する広報（対外広報）は十分とは言えない現状であるが、期待したほどには効果が上がらなかったという印象が強い。例えば、薬学部受験生が、志望大学を決める時に、（受験雑誌だけでなく）評価報告書を読んで自分に合った大学を選ぶようになることは一つの期待であるが、そのようなことは、ほとんど起こっていないように思われる。

機構による評価が社会に与える影響がほとんど見られない状況であるが、機構の社会的認知度そのものが極めて低いと感じる。具体的な例を挙げると、「四国の薬学プロジェクト（2013～2017年）」では、年に一回評価委員会を開催し、外部評価委員として、県教育委員会や高等学校の代表者をお招きしたが、機構の存在を認知している人は皆無であった。

[問題点]

(i) 自己点検・評価による問題点

広報活動が、発信者（機構）の意図と、受信者（国民）のニーズとで合致していないので、広報の効果がない。広報の対象者別に有効なコンテンツと手段を考えていく必要がある。

1) 社会へ

社会による認知度が低いことは、機構全体の問題であるが、更に言えば、薬学教育および薬剤師の職務に対する認知度が不十分であるという問題にも通じる。これは、日本の社会に評価文化が根付いていないことの表れであり、本機構のみならず、評価機関全体における問題であろう。

それにも関わらず（或いは、従って）、広報委員会は、あらゆる手段を通じて、機構の活動を中心とする広報活動を強化する中で、薬学・薬剤師への認知度を上げるための社会への発信を強化する必要がある。

2) 社員（機構の内部関係者）へ

日本薬学会年会でのシンポジウム等を通じて、評価基準の意味するとこ

る、評価結果から見える薬学教育の問題点等の発信を、評価委員会と連携して行う。

3) 海外への広報（英文ホームページ）について

国際対応委員会からの指摘にもあるように、英文ホームページの内容の充実と定期的な更新を行う必要がある。また、第2期「薬学教育評価 評価基準（平成30年1月）」の英文版を作成する必要がある。国際学会での発表についても、ホームページでの公開が必要である。

(ii) 社員評価関係者を対象とする今回のアンケートの記述に書かれた問題点

社員に向けた広報（内部広報）も十分でないことが、最近の「機構の自己点検・評価委員会」のアンケート調査から窺える。たとえば、(Q1)、(Q34)に対して、以下のような「情報公開が不十分である」という意見がアンケートに寄せられた。

(Q1) :

- ・ ホームページ（HP）で規則等が開示されていない。
概要（組織・役員）：組織説明図、役員・委員など
情報公開（定款など）：定款、役員規則など管理・運営に関する規則
薬学教育評価ハンドブック・評価事業基本規則など、評価事業に関する規則

(Q34) : 自由記述による意見欄

- ・ 評価チームの構成員も薬剤師だけでなく、薬学研究を実践している基礎系教員を増やし、薬剤師教育に偏重せず、広く薬学教育研究を評価できるように改正する必要がある。
- ・ 機構のWebサイトに「私たちは評価を通じ、質の高い薬剤師の養成に貢献します」と大きく記載されているが、6年制薬学教育は薬剤師養成教育と一致するものではなく、要請する人材も薬剤師に限らない。薬学研究者や教育者をはじめ保健行政担当者など薬学の知識をもった幅広い人材の養成も使命である。こうした薬剤師に偏重したものの考え方が、大学（特に国立大学）の価値観と様々な点で乖離した評価を招く原因と考える。
- ・ 我々国立大学薬学部では、優れた薬剤師の養成だけではなく、優れた研究者の養成も重要な任務であります。研究者養成に関わる教育システムの評価がほとんどされていないと思います。（中略） 評価委員として、研究に直結する基礎薬学系を専門とする現役の教授の先生）、特に国公立大の教授の先生の割合を増やすべきだと思います。

しかし(Q1)の意見については、組織説明図、役員・委員、定款、役員規則、理事会運営規則、薬学教育ハンドブック、評価事業実施基本規則、薬学教育評価実施要綱は機構のホームページに掲載されているので、広報の不十分さを表している

捉えるべきであろう。また、(Q34)の意見については、「薬学教育評価機構の評価は、6年制の薬学教育プログラムを対象とするものであり」、「6年制薬学教育は薬剤師養成教育（そのための研究活動を含む）である」ことが十分に認識されていないことを示しており、本機構の目的を改めて広報する必要性を感じる。

[改善計画]

1) 社会に対する広報

- ・ 機構の認知度（ひいては薬学教育及び薬剤師の職務の認知度）をあげるために、パンフレット、ホームページでの広報を質・量ともに強化する。
- ・ 具体的には、事業年報（アニュアルレポート）を作成し、学会誌等に投稿、HPに掲載する等の活動を推進する。また、関係機関の機関誌（薬学会ファルマシア、日本薬剤師会雑誌、日本病院薬剤師会雑誌等）に年報の簡約版やポスターなどを掲載してもらう。
- ・ 第三者評価で大学の教育の長所を見つけて、それを受験生が受験校選択の際の指針となるような評価意見を公表する。現在（第1期）は、評価基準を満たしているかどうかを中心の、いわば、後ろ向きの評価であった。この点を広報委員会から機構に提言する。
- ・ 機構の事業（大学評価の結果）が「いかに使えるか」（大学の広報、さらには、受験生が受験校を選択する際の指針として）が伝わる広報活動を検討する。
- ・ 社会のニーズを適切に把握するために、これまで実施してこなかった社会を対象とするアンケート調査を実施する。調査ターゲットを決めて、Webを通じてのアンケート調査を比較的安価で委託できる企業がある。

2) 内部広報（社員に対する広報）に対して

- ・ 機構による評価の趣旨が社員に対して十分に伝わっていないことが明らかになったので、ホームページ、社員総会、評価事業に関する説明会等で、繰り返し周知徹底する。今回のアンケート調査に対するとりまとめ報告も重要である。

IV. 資料

IV-1. 根拠資料

I. 資料

- 資料 1 「認証評価制度の充実に向けて」中央教育審議会大学分科会（2016年3月18日），
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/icsFiles/afieldfile/2016/03/25/1368868_01.pdf, p7.
- 資料 2 平成 29 年度第 4 回理事会議事録、【第 1 期評価事業の自己点検・評価について】.
- 資料 3 2018 年度 第 4 回 自己点検・評価委員会議事録.
- 資料 4 2020 年度 第 4 回理事会議事録.

II-1. 資料

- 資料 5 「薬学教育の改善・充実について（答申）」中央教育審議会（2004年2月18日），
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04021801.htm (https://www.pharm.or.jp/kyoiku/pdf/monka_1602.pdf).
- 資料 6 薬学教育評価機構 設立社員総会議事録（2009年3月16日）.

II-2. 資料

- 資料 7 一般社団法人薬学教育評価機構 定款第 3 条.
- 資料 8 薬学教育評価機構ホームページ，
<http://www.jabpe.or.jp/disclosure/index.html>.

II-3. 資料

- 資料 9 平成 22 年度 第 3 回総合評価評議会議事録.
- 資料 10 平成 23 年度 第 2 回総合評価評議会議事録.
- 資料 11 「薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準案（平成 23 年 10 月版）」，
https://www.pharm.or.jp/kyoiku/pdf/dai3_hyokakijunan.pdf.
- 資料 12 平成 28 年度版以降の「薬学教育評価ハンドブック」.

III-1-1. 資料

- 資料 13 「薬学教育評価ハンドブック 平成 30 年度版」3 頁、「薬学教育評価 実施要綱」.
- 資料 14 平成 31（2019）年度評価申請大学説明会プログラムおよび資料.
- 資料 15 薬学教育評価機構ホームページ「薬学教育評価ハンドブック」，
<https://www.jabpe.or.jp/special/handbook.html>.

- 資料 16 平成 31 (2019) 年度評価実施員説明会プログラムおよび資料.
- 資料 17 「薬学教育評価機構評価事業基本規則」, 「薬学教育評価実施規則」.
- 資料 18 「薬学教育評価ハンドブック平成 30 年度版」 215-229 頁.
- 資料 19 2018 年度、ならびに 2019 年度理事会議事録.

Ⅲ-1-2. 資料

- 資料 20 薬学教育評価基準 平成 19 年度版.
- 資料 21 薬学教育評価基準 平成 23 年 10 月版.
- 資料 22 薬学教育評価機構ホームページ「評価事業の実施について」,
<https://www.jabpe.or.jp/activity/explanation.html>.

Ⅲ-1-3. 資料

- 資料 23 評価事業基本規則第 7 条.
- 資料 24 評価事業基本規則第 20 条.
- 資料 25 評価事業基本規則第 34 条.
- 資料 26 評価事業基本規則第 3 条.
- 資料 27 各年度の役員・総合評議会表員、各種委員会委員名簿.
- 資料 28 各年度の「薬学教育評価ハンドブック」.
- 資料 29 評価実施員の選出に関する規則.
- 資料 30 各年度の利益相反の調査結果.

Ⅲ-1-4. 資料

- 資料 31 「薬学教育評価実施要綱」「薬学教育評価ハンドブック 平成 30 年度版」 5 頁.
- 資料 32 評価のプロセスの図「薬学教育評価ハンドブック 平成 30 年度版」
13 頁、参考 3.
- 資料 33 「受審大学説明会」プログラムおよび資料.
- 資料 34 リマインダーを大学に送信したメール例と添付した大学説明会の資料.
- 資料 35 「評価者研修会」プログラムおよび資料.
- 資料 36 「評価実施員説明会」のプログラムおよび資料.
- 資料 37 「評価申請大学説明会」のプログラム及び資料.
- 資料 38 「評価委員会」議事録.
- 資料 39 評議員ならびに評価委員の誓約書.
- 資料 40 「薬学教育評価ハンドブック (平成 30 年度版)」 50 頁、評価者倫理の
保持について.
- 資料 41 評価事業基本規則施行細則第 5 号 守秘義務に関する規則.
- 資料 42 評価事業基本規則施行細則第 6 号 薬学教育評価機構の大学評価に従
事する評価者および本機構事務局職員倫理規則.
- 資料 43 個人情報保護に関する規則.

- 資料 44 薬学教育評価管理システム. 資料 46 事務局による「調書」草案と「添付資料」の点検マニュアル.
- 資料 45 事務局による「調書」草案と「添付資料」の点検マニュアル.
- 資料 46 「薬学教育評価ハンドブック（平成 30 年度版）」 174 頁 「評価チーム報告書案」.
- 資料 47 「薬学教育評価ハンドブック（平成 30 年度版）」 132 頁 「「評価チーム報告書案」に対する確認および質問事項への回答」.
- 資料 48 「薬学教育評価ハンドブック（平成 30 年度版）」 37-49 頁 評価者を対象とする手引き.
- 資料 49 2019 年度 訪問調査前の評価チーム会議議事録.
- 資料 50 「薬学教育評価ハンドブック（平成 30 年度版）」 179 頁 「評価報告書案／評価報告書」.
- 資料 51 「薬学教育評価ハンドブック（平成 30 年度版）」 146 頁 「意見申立書」.

Ⅲ－１－５． 資料

- 資料 52 「薬学教育評価ハンドブック」平成 22 年版、平成 23 年版.
- 資料 53 「薬学教育ハンドブック」平成 26 年度版、27 年度版.
- 資料 54 「薬学教育ハンドブック」平成 28 年度版.
- 資料 55 2017（平成 29）年度第 4 回理事会議事録.
- 資料 56 2019 年度社員総会議題ならびに資料.

Ⅲ－２－１． 資料

- 資料 57 一般社団法人薬学教育評価機構理事会運営規則.
- 資料 58 一般社団法人運営委員会運営規則.
- 資料 59 薬学教育評価機構ホームページ 組織図,
<https://www.jabpe.or.jp/about/organization.html>.
- 資料 60 平成 30 年度第 1 回自己点検委員会議事録.
- 資料 61 平成 25 年度第 3 回理事会議事録.
- 資料 62 事業報告・決算公告・ならびに監査報告,
<https://www.jabpe.or.jp/disclosure/notification.html>.
- 資料 63 平成 30 年度第 4 回理事会議事録.

Ⅲ－２－２． 資料

- 資料 64 一般社団法人薬学教育評価機構 事務局運営規則.
- 資料 65 2019 年度第 5 回理事会議事録.

Ⅲ－２－３． 資料

- 資料 66 一般社団法人薬学教育評価機構 定款第 36 条.
- 資料 67 一般社団法人薬学教育評価機構 会計規則.

- 資料 68 一般社団法人薬学教育評価機構 会計細則.
資料 69 平成 24 年度社員総会議事録.
資料 70 各年度の社員総会資料：事業報告・決算公告・ならびに監査報告,
<https://www.jabpe.or.jp/disclosure/budget.html>.
資料 71 一般社団法人薬学教育評価機構 定款第 42 条.

Ⅲ－２－４． 資料

- 資料 72 薬学教育評価実施規則第 8 条.
資料 73 機構ホームページ,
<https://www.jabpe.or.jp/special/handbook.html>.
資料 74 一般社団法人薬学教育評価機構 実施規則第 4 条.

Ⅲ－２－５． 資料

- 資料 75 運営委員会運営規則第 15 条.
資料 76 運営委員会運営規則第 16 条.
資料 77 3rdAASP Deans Forum in Tokyo.
資料 78 Symposium of Accreditation for Pharmaceutical Education in Korea.
資料 79 7th AASP in Taipei.
資料 80 5th AASP Deans Forum in Macau.
資料 81 THE EVALUATION STANDARDS 2011：機構英文ホームページ,
<https://www.jabpe.or.jp/english/index.html>.
資料 82 FIP World Congress (FIP 2018).
資料 83 JAASP, Vol. 7, pp. 8-14, (2018).
資料 84 大学評価研究, vol.17, pp. 67-75 (2018).

Ⅲ－２－６． 資料

- 資料 85 運営委員会運営規則第 13 条および第 14 条.
資料 86 薬学教育評価機構紹介用パンフレット（初版）.
資料 87 薬学教育評価機構紹介用パンフレット（2 版）.
資料 88 薬学教育評価機構紹介用パンフレット（3 版）.
資料 89 設立記念市民公開シンポジウム.
資料 90 社員に対する評価事業に関するアンケート、集計結果.
資料 91 一般社団法人 薬学教育評価機構 全国説明会（東京）.
資料 92 一般社団法人 薬学教育評価機構 全国説明会（京都）.
資料 93 日本薬学会第 130 年会（岡山） 要旨集 S02.
資料 94 第 1 回薬学教育評価者セミナー.
資料 95 平成 21 年度「薬学教育評価ハンドブック」.
資料 96 日本薬学会第 132 年会 要旨集 S20.
資料 97 第二回高等教育質保証学会大会.
資料 98 日本医学教育学会 45 周年記念（千葉大学）公開シンポジウム.

- 資料 99 第 156 回日獣医学会学術集会（岐阜大学） p.139.
- 資料 100 日本薬学会第 134 年会（熊本）要旨集 S32.
- 資料 101 平成 25 年度大学改革推進事業「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」プログラム公開シンポジウム.
- 資料 102 日本薬学会第 137 年会（仙台）要旨集 S51.
- 資料 103 広報委員会議事録 2017/7/24.
- 資料 104 第 2 期薬学教育評価基準に関する説明会 資料.
- 資料 105 高等教育質保証学会第 8 回大会（中央大学後楽園キャンパス）要旨集 p 119-120.
- 資料 106 高等教育質保証学会第 8 回大会（中央大学後楽園キャンパス）発表要旨集 p 77-78.
- 資料 107 第 3 回日本薬学教育学会大会 要旨集 S1-3.
- 資料 108 第 3 回日本薬学教育学会大会 要旨集 S1-4.

IV-2. 薬学教育プログラムの評価事業に関連する記録資料

1. 井上圭三, 「薬学教育改革大学人会議の活動について」, ファルマシア, **42**, 207-211 (2006).
2. 井上圭三, 「薬学教育における第三者評価に向けて」, 大学評価学会年報, **2006** (5), 106. (インタビュー記事).
3. 入江徹美, 工藤一郎, 山元弘, 「薬学教育6年制元年: 夢と希望にあふれたこれからの薬学!」, Yakugaku Zasshi, **127**, 939-940 (2007).
4. 井上圭三, “Accreditaion of Pharmacy Education in Japan,” Yakugaku Zasshi, **127**, 953-972 (2007).
5. 入江徹美, 「6年制薬学教育が目指すところ」, 日本小児臨床薬理学会雑誌, **21**, 81-85 (2008).
6. 白幡晶, 「薬学教育の質保証と分野別評価」, 大学時報, **332** 50-53 (2010).
7. 白幡晶, 「薬学教育評価—制度構築の背景と現状—」, 薬学図書館, **55**, 128-134 (2010).
8. 山田勉, 「6年制薬学教育プログラムの第三者評価による質保証の要件」, 立命館高等教育研究 13号, 91-105 (2013).
9. 市川厚, “薬学モデル・コアカリキュラムの改定,” ファルマシア, **50**, 778-783 (2014).
10. 平田収正, “6年制薬学教育評価 3年目の評価を終えて,” ファルマシア, **52**, 659-662 (2016).
11. 山田勉, “薬学教育評価・第2サイクルの課題,” 薬学教育, **vol.2**, (2018) 006; doi:10.24489/jjphe.2018-006.
12. 長谷川洋一, 小澤光一郎, 中村明弘, “第2サイクル評価基準案—アウトカムと質保証—,” 薬学教育, **vol.2**, (2018) 017; doi: 10.24489/jjphe.2018-017.
13. 平田収正 “平成28年度第三者評価の結果と薬学教育の今後の在り方,” 薬学教育, **vol.2**, (2018) 025; doi:10.24489/jjphe.2018-025.

一般社団法人 薬学教育評価機構
自己点検・評価委員会委員（2018～2020年度）

太田 茂（◎）

小澤 孝一郎

坂井 かをり

白 幡 晶

中村 明弘

平田 收正

本 間 浩（○）

委員長（◎）、副委員長（○）

一般社団法人 薬学教育評価機構 事務局

住所：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15

日本薬学会 長井記念館 1階

電話：03-6418-4797

FAX：03-6418-6599

URL：<https://www.jabpe.or.jp/>